

平成20年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年9月4日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	佐藤滋生
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	国保医療課長	植村俊彦
健康対策課長	寺田良信	環境対策課長	乾善亮

住 民 課 長	清 水 昭 雄	建 設 課 長	加 藤 保 幸
観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和	都 市 整 備 課 長	藤 川 岳 志
都 市 整 備 課 参 事	今 西 弘 至	教 委 総 務 課 長	野 崎 一 也
生 涯 学 習 課 長	清 水 修 一	上 下 水 道 部 長	谷 口 裕 司
上 水 道 課 長	佃 田 眞 規		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕10番 浦野議員

1、道路整備について

- ①国道25号線沿いの歩道の整備の進捗状況について問う。又、これへの国道事務所の考え方はどうかを問う。
- ②集落内の生活用道路で道路幅員の狭い箇所が町内に多々あるが、防災面で支障をきたすが、年度ごとに目標を掲げて改良を行っているかを問う。
- ③高齢者や障がいをお持ちの方々が、安全に通行できる段差のない歩道づくりを進めているかを問う。
- ④道路に飛び出している障害物の撤去は進めているかを問う。

2、職員の採用について

- ①採用試験の方法について問う。
- ②面接試験とペーパー試験があると思うが、住民の多様な要望を的確にこなせる、いわゆる仕事のできる職員採用に努めているかを問う。
- ③採用結果の情報公開に努めているかを問う。

3、入札改革について

- ①現在の公共工事全般の入札方法について問う。
- ②落札率をより低下させるための工夫について問う。
- ③談合が発見された場合の処置について問う。

4、介護保険制度の安定化について

介護保険制度の安定化には、次の2つの改革が不可欠と考えるが、どのようにとらえているか。

①制度の簡素化について。

②介護の専門家の健全な育成について。

〔2〕 13番 里川議員

1、介護保険について

①同居家族の有無による取り扱いについて。

②見直しによる給付削減と負担増の動向について。

2、国民健康保険について

①保険税の減免について。

②擬制世帯について。

3、幼・保一元化について

①町が考えている今後の動向について。

4、学校保健法等の一部を改正する法律について

①「学校安全計画」について。

②学校給食法の改正について。

〔3〕 14番 木澤議員

1、安心して出産できる体制づくりについて

①三室病院の産科の体制について。

②妊産婦健診について。

2、学校校舎、幼稚園の耐震化促進について

①I_s 値0.3以下の建物について。

②I_s 値0.3～0.6の建物について。

③その他の建物について。

3、放課後子どもプランについて

①参加申し込みの状況について。

②アンケート結果について。

③今後の取り組みについて。

4、住民基本台帳ネットワークシステムについて

①費用対効果について。

②今後の取り組みについて。

〔4〕 11番 飯高議員

- 1、学校のアレルギー疾患に対する取り組みについて
 - ①アレルギー疾患の有病率の実態について問う。
 - ②学校のアレルギー疾患のガイドラインについて問う。
- 2、町営住宅ストック計画の見直しについて
 - ①町営住宅の募集及び申し込み状況について問う。
 - ②民間賃貸住宅の計画について問う。
- 3、集中豪雨における安全対策について
 - ①急激な河川増水に対する緊急実態調査について問う。
 - ②局地的な豪雨に向けた万全な安全体制について問う。
- 4、子育て支援について
 - ①企業の協賛による支援の取り組みについて問う。
 - ②「妊婦健診の状況と公的負担」について問う。
 - ③『赤ちゃん駅』の設置について問う。
- 5、平城遷都1300年祭での県内市町村の取り組みについて
 - ①シンボルイベントについて問う。

〔5〕 2番 小林議員

- 1、放課後子どもプランについて
 - ①申込人数と事務局と運営委員会の反応について。
 - ②放課後児童クラブから放課後子どもプランに移った児童数について。
 - ③追加募集について。
- 2、放課後児童クラブについて
 - ①放課後の図書館・PC教室等の状況。
 - ②H20国庫補助金額について。
 - ③斑・東小学校で補助金を受け取るための具体的な改築・新設方法は。

〔6〕 8番 西谷議員

- 1、公金の不正支出について

町行政の監視役として私が訴えた峨瀬自治会集会所建設に関する町有地の無償譲渡及び集会所補助金について問う。

 - ①奈良地裁での勝訴の理由は何か。
 - ②大阪高裁での逆転敗訴の理由は何か。そしてその責任は。

③最高裁に町長が上告した理由は何か。

2、後期高齢者医療制度による年金受給者の実態について

①町内の年金受給者の実態の把握を通じ、後期高齢者医療制度の導入により、生活困窮者が発生していないか。いるとすれば町はどのような対処をしているのかを問う。

3、ごみ行政の実態について

①5年間の収集ゴミの種類別の推移と事業系持ち込みゴミの推移と問題点を問う。

②集団回収の業者引き取り価格の実態と、過去5年間の種類別の集団回収の量の推移を通じ、問題点を問う。

③資源ゴミのリサイクルの実態と問題点を問う。

④ゴミステーション設置と使用方法についての問題点を問う。

⑤町指定のゴミ袋の問題点を問う。

4、公共下水道事業の工事発注について

①平成20年度の公共下水道事業の工事発注額と落札率について問う。

②高い落札率にもかかわらず入札制度を改めない理由を問う。

〔7〕 7番 嶋田議員

1、通学路について

①通学路安全点検実施後の経過について。

2、自転車通行の安全について

①歩道と車道の段差の解消について。

3、観光行政について

①道路沿いの花の植栽について。

4、新規収入案について

①一般質問の行政側の位置付は。

②ふるさと納税制度の具体策は。

③以前に一般質問した寄付制度案についての研究結果について。

④斎場の利用について。

〔8〕 5番 伴議員

1、災害時の備蓄について

- ①今現在の斑鳩町の災害時の備蓄品の状況をもう一度教えて下さい。
- ②県内の市町村に比べて、災害時の備えは、充実しているのか問う。
- ③現在の備蓄量で災害時の各ライフラインが復旧するまで十分な備えになっているのか。

2、住民が分かりやすい、コスト分析について

- ①家庭からでるゴミ1袋あたり処理するのに、いくら経費がかかるのか。
- ②他に、住民票の発行コスト、町民プール1回の利用コスト、及び図書館の一冊あたりの貸出しコストは、いくらになるのか。
- ③これらのコスト分析を落とし込んだ数値からたとえば、ごみ1袋あたり「・円」かかっています、皆様のさらなる資源化、減量化のご協力をお願いします。というようなメッセージを発信することができないか。

〔9〕4番 吉野議員

1、総合保健福祉会館の運営について

- ①総合保健福祉会館の望ましい運営のあり方について問う。
- ②社会福祉協議会等、各機関の要員数を問う。
- ③開設に伴う年間運営費維持管理経費及び長期に渡る補修点検費等について。
- ④会議室・視聴覚室等の機器取り扱いについて。
- ⑤歩行浴について。
- ⑥太陽光発電設備について。

2、激甚災害時の広報について

- ①音声遠隔装置（広報スピーカー）と警報サイレンについて。
- ②地震速報について。
- ③集中豪雨（ゲリラ豪雨）による浸水被害にどう対応するか。

3、いかるがバイパス予定地の発掘調査について

- ①バイパス予定地に係る文化財発掘調査に関し、現地説明会への町の協力体制を問う。

4、JR法隆寺駅関連

- ①法隆寺駅北口の時計設置について。

② 駅周辺の車道・歩道間の鎖について。

③ 自由通路の使用状況について。

5、火葬場について

① 各自治体に起こっている火葬場に関する諸課題と、当町の現状及び今後の予測を問う。

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、10番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 議長のお許しを得ましたので、前もって通告しております通告書に基づきまして一般質問に入らせていただきます。

まず初めは、道路の整備についてでありますけれども、私は2年前の定例議会にも、この問題につきましては一般質問をさせていただきましたが、第3次斑鳩町総合計画（2001年～2010年）の中で、道路交通体系の整備として、現状の課題を列記し、今後の計画内容が記されております。これに基づきまして質問を進めてまいりますので、的確なご回答をよろしくお願いいたします。

まず、1問目ですけれども、国道25号線沿いの歩道の整備の進捗状況ですけれども、満足出来る部分は、ほとんど今のところありません。歩道であってもアップダウンの段差があったり、また道路幅員が狭く歩行者の通行に支障がある部分、またこれよりひどいのは、ただ白線が引かれているだけで歩ける部分がない危険区域等々、安全な道路にはほど遠い国道、あるいは歩道となっています。

ここで、国道事務所の考え方、また斑鳩町の進め方をお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 答弁に入らせていただく前に、都市建設部長が不在でございます。都市建設関係については、私から答弁をさせていただきますので、ご理解を願いますようお願いいたします。

では、浦野議員の①番の質問にお答えいたします。国道25号線の歩道整備の考え方についてでございますが、国道25号線の町域の延長は4,578メートルあります。三郷町の部分が200メートル強、これは三室病院の前が三郷町でございますから、三郷町の前で約200メートル強がございまして、合わせまして王寺の行政界まで約4,800メートル、4.8キロとなります。

この延長の中で、幅員2メートル以上の歩道が設置されているところは、わずかに、

この役場の前と、そして法隆寺の門前の周辺であります。言われておられますように、歩道の設置もない路肩帯のみで分離している箇所、非常に多くあるわけです。特にご指摘による竜田大橋から王寺にかけての間は、歩道がマウンドアップしていますが、非常にその幅員が狭小であります。見ても危険ということは、我々もいつも気にしている状態でございます。

こうしたことから、町といたしましては、機会があるごとに奈良国道事務所に参りまして改良の要望をしまりました。国側としても、国道25号線の歩道状況、安全対策については十分認識をいただいているところでございます。今日までも、国道の安全等、一定区間の用地がまとまったところについては、その事業効果の高いところから、歩道設置やその安全対策の工事をしていただいているわけでございます。

そうした中で、平成18年度には、質問者、浦野議員のご協力によりまして、追手の信号交差点北側から東へ120メートル間について、1.5メートルの幅員でございますけれども、新設されたところでございます。

国といたしましても、今後も、バリアフリー化を念頭に置きながら対策計画を行うと共に、優先順位を決めて事業に取り組んでいただくことになっております。

町といたしましても、住民や土地所有者、議員の方々の協力をいただき、その情報把握に努めながら、奈良国道事務所に対して強く歩道設置の要望をしまりたいと、このように考えてます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 次に、集落内の生活用道路ですけれども、これも同じく道路幅員の狭い部分が町内多々あると思います。火災や地震等の防災面でも、こういった狭い道路は支障を来しております。例えば、年度ごとに目標を掲げて道路改良を行うべきだと私は思いますが、地元の具体的な要望がない限り、また地権者の協力が得られないというような理由で今まで滞っておるのかなと思われましても、より積極的な、行政から年度ごとに具体的な計画を立てて、今年はこちらをしよう、来年はあこをしようという具合に、積極的に進めていく姿勢についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 町内の生活道路の整備についての質問でございます。

生活道路の整備につきましては、平成16年から平成20年までの間で、町道整備5カ年計画は一応20年までで終了をいたしました。平成20年度からは、財政状況を考

慮する中で、用地協力等が得られる路線につきましては、継続し改良整備を行ってまいりたいと考えております。

質問者のご指摘のある防災面に支障を来す狭小な道路整備についても、地元の用地協力を得る中で改良に努めており、また6メートル計画道路につきましても、それぞれの路線の用地協力を得る中で、随時整備を進めているところでございます。

質問者がおっしゃっておられます、地元の具体的な要望がない限り行政は進んで道路整備に取り組むことをしなかったとの指摘でございますけれども、町といたしましては、これまで道路整備5カ年計画に基づき整備を行ってまいりましたし、6メートル計画道路の積極的な整備推進、また整備計画に乗らない幹線生活道路の整備も積極的に実施してまいりました。

今後におきましても、法隆寺駅周辺における道路整備も進められており、またいかるがパークウェイ、都市計画道路法隆寺線といった幹線道路を中心とした道路網の整備が着実に進められています。こうした幹線道路に関連する町道整備が非常に多くなってくると考えておるわけでございます。

こうしたことも十分考え、財源の状況を見ながら、必要な部分から随時進めてまいりたいと、このように考えております。ただし、地元の協力が出来なければ道路整備は出来ないものでございますから、そういうことを十分地元等に説明をいたしまして、協力していただくよう積極的な努力をしてまいりたい、このように考えてます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 次に、幹線道路、国道、生活用道路等すべての道路なんですけれども、・番の質問ともちょっと若干ダブるんですけども、例えば高齢者、あるいは障害をお持ちの方々が、車椅子で歩道や道路を通行出来る、いわゆるバリアフリーの歩道づくりを真剣に進めておるのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） バリアフリーによる道路整備についての考え方でございます。

段差のない歩道整備につきましては、バリアフリー化に基づいて現在施工しておるわけでございますが、ご承知のように、パークウェイの400メートル区間ではその整備も進められており、またそうした配慮した整備も行っております。

国道の歩道整備につきましても、先ほど申しました平成18年度に施工された歩道についても、これもバリアフリーを配慮した国道となっておりますわけでございます。

町道につきましては、主な道路において、用地協力が得られるところについては歩道設置を行ってきております。最近では、9月1日にオープンいたしました総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩の周辺における歩道2メートルの拡幅についても、段差のないバリアフリーに配慮した構造といたしました。

今後も、安全対策を考慮しながら、用地協力を得られるところにつきましては、歩道の拡幅等を含め整備を行ってまいりたいと、このように考えてます。そして、安全対策に力を入れてまいりたい、このように考えてます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） それでは、この問題点の一番最後ですけれども、④つ目に、日ごろから行政の方で道路パトロールをして安全に努めていると聞かされておりますが、道路に飛び出している障害物、例えば植栽とか塀、石垣、あるいは壁とかに当たらないようにという趣旨で置かれているコーン、また山林の木々等々ですけれども、これらの障害物を積極的に排除出来るようパトロールされてるのかどうかちょっと疑問に思える場所が多々あるんですけれども、これらの対応についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 道路に不法占拠して色々なものが置かれておる、また垣根が出ておるといようなものについての配慮の質問でございます。

道路にはみ出している行為については、質問者もおっしゃっているように、定期的なパトロールや通報等により確認を行い、対応してきております。また、町広報紙にも、道路へのはみ出し禁止の記事を記載し、住民の方々への啓発に努めているところでございます。

質問者のいただいております場所につきましては、通学路でもあり、児童等の安全な通行の妨げとなることから、以前から設置されている方に対しまして、撤去するよう指導をいたしておりますが、なかなか応じてくれないという状況でございます。引き続き、道路管理者として撤去するよう指導してまいりたいと考えております。現在、この件に対しましては、警察とも協議を行っているところでございます。

また、その他に生け垣のはみ出し等で指導を継続的に行っており、改善された箇所もございますが、一部におきましてはまだ改善されていないところも多々あります。いずれにいたしましても、継続して指導をし、通行に支障のないよう安全確保に努めてまいりたいと考えておるわけでございますけれども、なかなかこの不法占拠についての適切な

指導というのは難しい面がございます。この件につきましても、議員の皆様のご協力を得ながらそれに対応していきたいと、このように考えてますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 道路整備につきましては以上で質問終わりにしますが、今、副町長もおっしゃっていただきましたように、場所場所では非常に対応に難しい点もあるかと思うんですけれども、再度努力していただいて、よりよい安全な暮らしが出来るような道路に近づけていただきたいことをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次は、職員の採用試験についてでございますけれども、まず9月、また採用試験が来るかと思うんですけれども、毎年の採用試験の方法についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 当町の職員採用試験における試験方法についてのご質問でございます。

第1次試験では、適性検査及び筆記試験を行っております。その中で、適性検査及び筆記試験が一定の合格ラインを超えた者を1次試験の合格者といたしております。

次に、第2次試験につきましては、論文試験及び口述試験を実施いたしております。試験官は、副町長、教育長、総務部長、部長会代表部長、総務課長の5人で、試験官が個々に論文試験及び面接試験の採点を行い、試験官5人の採点集計結果により、成績上位の順に採用内定者を決定させていただいているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 今、ご答弁の中に、1次試験をまず行って一定の合格ラインを超えた者を1次試験の合格者として、次の2次試験に論文、面接を行うということですが、住民の多様な要望を的確にこなせるいわゆる仕事の出来る職員採用にどのように努めていらっしゃるかについてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 仕事の出来る職員採用に努めているかのご質問でございます。

まず、職員採用の根本基準といたしまして、地方公務員法の中で、人材の確保と育成、人事の公正な確保を目的とした成績主義の原則が定められております。その方法として

競争試験がありまして、当町では、受験者数の問題や地方公務員法の中での平等の取り扱いを担保するため、まず第1次試験で適性検査及び筆記試験を行い、一定の合格ラインを超えた者を1次試験の合格者といたしております。

次に、2次試験として、個別面接による口述試験を行い、試験官が、身だしなみ、態度等がよいか、様々な要望や変化に対応が出来る能力を有するか、また積極的に行動する意欲、行政のプロとしての志の高い人格等があるかを評価を行いまして、また与えられたテーマについて、知識、構成力、表現力などがあるかを判断する論文試験を実施いたしております。

質問者がおっしゃいますように、今後の行政職員には、地方分権の進展に伴い、地方自治の新時代に対応し、住民ニーズ等への鋭敏な感性を持ち、住民の立場で公務を担うことがこれからの時代には求められているところがございます。

このようなことから、職員採用試験の方法についても、公平性の確保と共に、受験者数の状況等に応じ、集団討論や集団面接等の方法を採用するなど、全体の奉仕者としての熱意と使命感を持つ仕事の出来る職員採用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 本町の職員採用試験応募者数を見ますと、平成19年度では、申込者数が、一般職ですけれども、99名、受験者数が92名、1次試験合格者が13名、2次試験合格者が5名ということになっております。平成18年度も非常に多くの方が、受験者数ですと197名の方がお受けになっているということで、非常に難関を突破されている方が合格者かなど、数字上では考えておるんですけども、③つ目の質問ですが、採用結果の情報公開についてですけれども、情報の公開はどのようにされておりますか、お伺いします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 採用試験結果の情報公開についてでございます。合格、不合格にかかわらず、文書で受験者本人に通知をいたしておりますが、その合否通知において、斑鳩町個人情報保護条例に基づく自己に係る個人情報の開示請求について通知もいたしております。

なお、採用試験の自己情報の開示の範囲につきましては、受験者本人の順位、適性検査の結果、筆記試験・論文試験・口述試験の得点でございます。

以上であります。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） やはり、行政の仕事内容は日々複雑また多岐にわたると思います。それと、住民からの要望も多種多様になると思いますので、十分試験をしていただいて、いわゆる住民の負託にこたえるべく、知識、また判断力の兼ね備えた職員を採用していただくことを切に要望いたしまして、3つ目の質問に入らせていただきます。

入札の改革についてということでございます。

厳しい財政を健全に乗り切るには、公共工事を見直していく、すなわち必要最小限の公共工事以外は削減していかざるを得ないと考えます。一方、税金の無駄使いをなくするため、こういった最小限の公共工事の入札を正常なる一般競争にすべきであると考えます。

自治体は、談合の温存になりかねない指名競争入札を一般競争入札に変えるべきであるという考え方、これは奈良市で、あるいはほかの市町村でも取り入れられておりますけども、一般競争入札に変えるべきであるという考え方もあります。また、予定価格に対しての落札率を最大限下げるという努力も必要です。

今、斑鳩町では郵便入札ということもされておりますけども、私は決して郵便の入札で談合の阻止を、全般的に阻止しているかという点では、疑問視するところと感じております。

ここで質問に入りますけども、まず現在の斑鳩町公共工事全般の入札方法について伺います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 本町におきましては、平成12年11月に公布されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、1といたしまして透明性の確保、2といたしまして公正な競争の促進、3といたしまして適正な施工の確保、4といたしまして不正行為の排除の徹底、この4つを基本原則として適正な入札の執行に努めているところでございます。

その入札執行の方法についてであります。事業者間の公正かつ適正な競争性を確保する一方で、町内建設業者の育成を図ると共に、公共工事の品質や信用を確保するため、本町では、その実績等により信頼出来る受注者を選定する指名競争による入札を基本といたしております。

しかしながら、建設工事のうち設計金額が2億円以上の土木及び建築一式工事につき

ましては、制限付一般競争入札によりまして実施し、また、設計金額が3,000万円を超える建設工事につきましては、郵便による入札を行うことによりまして、より競争性を高めると共に、業者間の接点を出来るだけなくすよう努めているところでございます。

さらに、今年度におきましては、総合評価落札方式による入札を試行すべく要領を制定いたしております。（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備工事での試行実施に向けまして、現在調整をいたしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 続きまして、落札率をより低下させるための工夫についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 落札率を下げるための工夫と申しますか、入札執行の透明性、競争性を図るための取り組みといたしましては、平成11年7月に予定価格の事後公表、平成12年7月に予定価格及び入札参加者の事前公表の試行、また平成12年11月に公布されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を受けまして、平成13年10月には低入札価格調査制度を導入、平成14年4月には制限付一般競争入札実施基準を制定し、その後におきましても落札率を出来るだけ下げると共に、公共工事の品質を確保し税金を有効に使うという考え方から、引き続き入札制度の見直し等に努めてきたところでございます。

まず、一般競争入札につきましては、平成15年4月に制限付一般競争入札の適用範囲の設計金額を3億円から2億円に引き下げると共に、平成19年4月には、社会情勢等の変化に的確に対応出来るよう、入札参加資格の総合評点基準につきまして、1,500点以上を1,300点以上にすることが出来るただし書きを追加し、より一層の競争性の向上を図っております。

また、工事の完成を担保すると共に工事品質を確保するため、平成19年4月に建築一式の5億円以上の工事における監理技術者の2名配置、2億円以上の制限付一般競争入札における履行保証保険契約の締結を追加すると共に、平成20年4月には、建築一式工事における総合評点基準を1,000点以上から1,200点以上に見直しをいたしております。

次に、指名競争入札におきましては、より競争性を高めるため、建設工事請負業者選

定要領を平成20年6月に見直し、複数の等級から指名業者を選定出来るように請負対象設計金額の範囲を見直しております。

また、全国的にダンピング受注の増加などによりまして、公共工事の品質の低下が懸念される中、指名業者の資格審査における格付けの適格性を高めるため、平成20年5月に建設工事請負業者資格審査要領における判定基準等を見直しをいたしました。

次に、従来は価格だけでの評価による落札方式ではなく、価格以外の要素も含めて総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式による競争入札を試行すべく、平成20年5月に、先ほども申し上げましたが、総合評価落札方式試行要領を制定し、今年度におきまして、(仮称)斑鳩町文化財活用センター整備工事での実施に向けて現在調整中であります。

さらに、低入札価格調査制度におきましては、平成20年5月に、公共工事の品質確保の促進を図るため、低入札調査価格基準を国の基準見直しに合わせて引き上げると共に、平成20年6月には、過度の低価格による受注の防止、品質の確保を図るため失格基準価格を導入したところでございます。

町といたしましては、落札率が低いからよい、高いから悪いとは一概に言えないと考えておりまして、落札率何%を目標とするのではなく、公正な競争性が十分に働いた結果が適正な結果であると考えております。

このことから、引き続き適正な入札を執行すると共に、公正な競争をさらに促進するため、先進地の事例等を参考にしながら、その効果を実証し、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長(中川靖広君) 10番、浦野議員。

○10番(浦野圭司君) それでは、談合が発見された場合の処置についてお伺いします。

○議長(中川靖広君) 池田総務部長。

○総務部長(池田善紀君) 談合情報が寄せられた場合には、談合情報対応マニュアルに基づきまして対応することといたしております。

まず、通報された情報の内容が談合であるかどうかの判断を行います。談合情報には、単に談合がなされたという通報のみで具体的な事実関係の明らかでないものから、当事者でなければ知り得ないような具体的な情報まで様々でございます。情報の内容としては、談合した者の氏名、談合の日時、場所、落札予定者、落札金額等が考えられます。

通報者から可能な限り具体的な情報を得て、談合疑惑があったと疑うに足る情報であ

ったと判断した場合には、関係者から事情聴取を実施します。

落札決定以前に事情聴取を行う場合には、談合疑惑があった場合の事情聴取手順に基づき実施し、全員が疑惑を否定した場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させ、入札を執行することといたしております。

なお、状況に応じてさらに調査が必要な時は、入札の延期、落札決定の保留を行うことといたしております。

また、落札決定後に情報が寄せられた場合には、談合疑惑があった場合の事情聴取手順に基づき事情聴取を実施し、入札参加者全員が疑惑を否定した場合には、落札者より誓約書を提出させることとなっております。

なお、事情聴取の結果、談合があった、独占禁止法に違反すると疑うに足りる事実があった時は、公正取引委員会に報告することとなっております。

万が一、町発注工事等の入札におきまして、談合罪の容疑により逮捕、書類送検または起訴された場合には、建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の規定に基づきまして、関係業者に対しまして12カ月の指名停止処分を科すと共に、町が被った損害でありますけれども、損害に対しまして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、あるいは民法の規定によりまして損害賠償の請求を行うことといたしております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 先ほども申しましたけれども、厳しい財政状況を健全に乗り切るために、必要最小限の公共工事にまず絞っていただくと。どうしてもしなければならない公共工事に関しましては、税金の無駄遣いにならないような入札改革を続けて行っていただきたいと熱望しまして、最後の問題に移らせていただきます。

4番目は、要介護認定の簡素化についてということでございますけれども、介護保険制度は、制定後目まぐるしく改正を繰り返してきています。がしかし、いまだに安定した制度になっていないように思います。つまり、介護制度を利用しようとしている利用者それぞれの立場に立った的確なきめ細やかな対応がまだなされていないように感じます。

介護保険を利用するには、まず主治医に意見書をもらい、保険担当調査員の訪問調査で数十項目の質問に回答をし、要介護の判定を受け、さらに学識経験者による認定審査会の決定を受ける必要があります、ここまでかなり、約1カ月の日数と、また労力、それに本人負担並びに町負担の経費がかかっているのが現状です。病気になればすぐに診察を受けることが出来る健康保険とは大分勝手が違います。それも、一たん認定を受けまし

ても、6カ月たてば更新のためにまた同じ手続を繰り返しています。

現状のこういったプロセスは、誰が考えられたのか知りませんが、多分国でしょうけども、利用者の立場に立ったものとは非常に言いがたく、また税金、保険料の無駄遣いとさえ感じる面があります。

そこで、質問の①つですけども、このプロセスを簡素化するために、例えば調査員の調査と認定審査会委員の認定をなくし、主治医の意見書とケアマネジャーによるケアプランの作成のみで制度をシンプル化出来ないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在の要介護認定の手続につきましては、保険者が被保険者から要介護認定の申請がありますと、質問者もおっしゃいますように、本人に心身の状況に関する認定調査を実施すると共に、申請書に記載された主治医に意見書の提出を依頼し、それらをもとに介護認定審査会において審査、判定を経て要介護認定の決定を行っています。この手続の流れにつきましては、介護保険法第27条により定められており、全国统一の方法となっております。

この要介護認定の手続の簡素化ということですが、要介護認定は介護サービスの給付額に結びつきますことから、その認定基準は公平公正に、また客観的に行えるよう全国一律に定められた一次判定と、それをもとに保健、福祉、医療の専門家で構成されます介護認定審査会が行う二次判定の2段階で行われております。

医療保険に比較しますと、要介護認定の手続は複雑なものとなっておりますが、適正に要介護認定を決定することが、公平公正に、また安定した制度運営となります。これは、国による審議会での議論及び全国の市町村におけますモデル事業を経て、法律によって定められておりますことから、斑鳩町といたしましても、この手続は今後も実施する必要があると考えております。

また、ご指摘のとおり、要介護認定が出るまで1カ月間が必要であります。申請の日からサービスは利用することも可能でございますが、緊急的に介護サービスが必要な方には、要介護認定が出る前にサービスを利用することが出来ます。

また、要介護認定にかかります経費についてのご指摘でございますけども、1件の申請に対しまして相当の費用もかかっておりますことから、有効期間において新規申請においては6カ月、更新申請においては最長2年までとなっておりますので、様態が安定した要介護認定者には、有効期間を延長出来れば経費の削減につながると考えられるこ

とから、国等にその有効期間の延長を今後働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 答弁では、要約しますと、国で法律で決められた内容に沿って、斑鳩町独自では簡素化は出来ない。しかし、法律の範囲内で、例えば更新時の期間について考慮出来るというようなことで、法律の範囲内で出来ることはどんどんと簡素化していただくことが、斑鳩町の財政の面でも安定化するので、また利用者、住民にとっても非常にメリットがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

②つ目の問題ですけれども、介護保険の安定化には、介護の専門家の健全な育成というものが不可欠だと思います。現状の介護支援専門員の資格は、保健師、医師、介護福祉士などの国家資格と5年以上の実務経験を持つ人が試験に合格した後、さらに研修を受けて取得出来るとなっておりますが、これほど長い年月、また経費をかけて専門員になったにもかかわらず、彼らの報酬は通常では考えられないほどの低いものです。

先日の奈良新聞の記事でも、介護福祉士を目指す学生を養成する全国の大学や専修学校などで、入学者の定員割れが深刻化していると記されてありました。2008年度の定員全体に占める実際の入学者の割合は、何と45.8%、半分を下回っています。この背景には、仕事の内容の肉体的なきつき、労働実態に見合わない低収入などで、就職先としての魅力がなくなり、保護者からの反対もあり、敬遠する動きが指摘されています。

厚生労働省の調査によりますと、2007年の介護労働者の月給は、全産業平均に比べて、男性で約12万円のダウン、女性で約3万円のダウンとなっています。また、低い賃金の改善は期待出来ないと、就職しても離職していく者も多く見られ、2007年の離職率は21.6%で、これは全産業平均の16.2%を上回っています。介護福祉士の資格を持っている者は、2005年9月時点で全国で約47万人いますが、このうち4割強の約20万人が、介護や福祉分野以外の仕事をしているのが実態です。こういった実態は、介護制度の充実には悪影響を及ぼしていると思われます。介護の専門員の健全なる育成は、介護制度の安定化に必要不可欠だと思いますけれども、この点どうお考えですか、お伺いします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 介護保険制度を実施していく中で、介護支援専門員の役

割は非常に大きくかつ重要であります。この介護支援専門員の質を向上させることが、ご指摘のとおり、介護保険制度の安定化という意味で必要不可欠であります。

介護支援専門員の資格は、ご質問の中でもおっしゃいましたとおり、保健師、医師、介護福祉士など国家資格を所持する者か、あるいは5年以上の実務経験を持つ者が試験に合格し、さらに研修を受けて取得出来るものであります。

その介護支援専門員が受ける介護報酬につきましては、平成18年4月の介護報酬の見直しにおいて相当の金額が引き上げられたところであります。報酬が引き上げられた理由の一つは、ご指摘のとおり、介護支援専門員がサービス提供事業所からの独立を図ることが給付の適正化の観点からは好ましいものであることから、それを推進するためであります。

斑鳩町におきましても、本年度、1事業所ではありますが、サービス提供事業者から介護支援専門員が独立し、事業所を開設されました。町といたしましては、そういった事業者について、今後、さらに質の向上を図ってもらえるよう研修等を実施してまいりたいと考えております。

現在の介護支援専門員の介護報酬は、まだ独立を図るには高い報酬とはなっていないという意見もございます。この問題につきましては、町村会を通して県を通じ国に対し要望をしてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 今後、町村会を通して県を通じて国に要望していくというご答弁をいただいておりますので、介護保険制度の安定化につなげていただきますよう切望いたしまして、私の一般質問全般を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、浦野議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、介護保険について書かせていただいております。

その①つ目といたしまして、非常に介護保険の中で、色々国が色々な指針や運営について示してくるわけなんですけれども、その取り方、そしてまた財政状況などを見る中で、ローカルルールと言われるものが出来てきましてね、市町村によってサービスの給

付に違いが出てくる、サービスの制限を行うような状況などが出てくる、国が示しているものを過度に理解するというような状況の中でそういうことが起こっているというようなことの中で、ひとつ斑鳩町でどうなっているのかということを確認したいことにつきまして今回挙げさせていただいております。同居家族の有無による取り扱いについて。

これ、大変、全国的に見ますと大きな問題になっているようです。この取り扱いにつきまして、斑鳩町の介護保険におかれては、保険者としてどのようになさっているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 介護保険に係ります同居家族がいる場合における訪問介護サービス等の取り扱いでございます。

これにつきましては、一部の市町村で、同居家族の有無のみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給決定がされているということを聞いておりますが、斑鳩町におきましては、国が示しております「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取り扱いについて」の基準どおり、利用者が一人暮らしであるか、または同居家族の障害、疾病の有無に限定されるものではなく、適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるものであることを遵守し、その利用者の状況に応じて、生活援助が必要であれば、サービスの提供をケアプランに組み入れるようケアマネジャーに指導を実施しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ただいまの部長の答弁を聞いて安心をいたしました。一律的に判断してはならないということは、厚生労働省からも、全国的にこういう流れがある中で通知が来ているはずなんです。これからも、こういうローカルルール、介護保険の中でローカルルールというような言葉が出てきたんですが、こういうことが起こらないように、国が示している指針などに置かれても、給付を制限するようならえ方や考え方ではなく、やはり住民側に立って、その国が言っている中であっても、斑鳩町としてどういうふうにサービスの給付が行えるのか、常に住民側に立った形での解釈をしながら進めていっていただき、こういう全国的に起こっているローカルルールなどを打ち破っていくやっぱり取り組みをしていただきたい。

そしてまた、先ほどの質問者にお答えになりましたように、今、市長会や町村会は、

国に対しまして国庫負担の割合の引き上げなどの要望もなされているようです。今後も、こういうことでやはり国と戦っていくような、それぐらいの気持ちを持って、介護保険の担当などにおかれましても、十分サービスの利用が出来るような、そしてこんなローカルルールと言われるようなことのないようにしていただきたいと思います。いい意味でのローカルルール、斑鳩町ならではの取り組みをやっていてと住民に胸を張って言えるような取り組みであれば私も大歓迎をいたしますが、悪い意味でのローカルルールというのはやはり問題があるというふうに考えますので、今後も最大限被保険者の皆様の立場に立った保険となるようお願いをしたいと思います。

そこでなんですが、そういう思いがあって②つ目の質問を書かせていただいているんです。第3期計画は本年度で終わりました、来年度から第4期計画ということになってきます。国は、2015年までに、第5期の計画の末までに、一定の目標を掲げ、その目標を実現するための中間的なものと位置付けて、この見直しの一定の考え方を示してきているというふうには思っておるんですが、先ほどの質問者と少し似ているかも知れませんが、人材不足ですね、介護の分野での人材不足が起こっている。

これにつきましては、私はやっぱり介護報酬の改定だっと思ってます。2003年にはマイナス2.3%、2006年にはマイナス2.4%介護報酬が引き下げられてきてるんですね。そんな中において、労働条件が悪化したり経営難に陥ったりという中での人材不足が起こってきている。これは何とかしなければならないと、介護保険そのものも維持出来ないような状況になるのではないかと深刻な問題になってきている。

ですから、国会の方でも、全会一致で介護従事者等の人材確保のための処遇改善に関する法律というのが成立してます。来年の4月1日からの介護報酬については、この法律に基づいて一定の水準を保つということにされているんですけどもね、それは当然介護保険を維持していくために必要なんです。ですが、そのことがまた今度計画立てる時の保険料にはね返ってくるのではないかというふうに心配します。高齢化率も進んできているという中で、非常に私としては、この第4期計画、保険料の問題もございまして、気になっているところなんです。段階設定が第3期の時に途中で変わって、給付の削減が進められたのではないかというような気もしてます。

そんな中において、第4期の計画見直しに向けての給付削減や負担増となるような動向について、現在斑鳩町ではどのようにお考えになられているかというのをお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 第4期の介護保険事業計画につきましては、介護保険運営協議会、また地域包括支援センター運営協議会において、現在、ご審議をいただいております。第1回目の会議は、去る7月24日に開催をし、生活圏域の設定等のご審議をいただいたところでございまして、今年度中に計5回の開催を予定しております。

第4期事業計画期間におけます給付量の見込みや保険料の負担額につきましては、今後の人口推計、要介護認定者の推計、在宅サービス・施設サービス等の利用者推計、及びサービスの供給側の見込みなどを考慮しながら、各サービス種目ごとに給付量を推計し、平成21年度から23年度の3カ年間に必要とされます給付量等を見込み、そこから保険料を算出していくこととなります。現時点におきましては、その給付量の推計を行うための準備段階の作業を実施しているところでございまして、その給付量につきましては、まだ見込みを立てておりません。今後、国が示している方法により推計を実施し、運営協議会において慎重にご審議もいただき、適切な給付量を見込み、あわせてその給付量を担う保険料を設定してまいりたいと考えております。

また、保険料の段階につきましても、現在、国において制度の改正が検討されており、現在の第4段階の細分化、高所得者の多段階制等も議論されていることから、町におきまして、その動向を注視し、その議論されている趣旨にかんがみ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうですね、私も介護保険条例、この段階のことを非常に問題にしまして、この条例反対してますので、今、部長答弁していただきましたように、この保険料段階余りにも大雑把なくくりになっておりまして、低所得者と高額所得者との差がつきにくいような、低所得者にとっては負担感の強いような段階設定になっているというふうに思っております。

ですから、今、部長ご答弁いただきましたように、十分にこの保険料の段階設定、所得に応じて考えていっていただきたいなというふうに思います。特に、低所得者に対しての配慮がなされるような段階設定であるべきであるというふうに考えます。

それと、計画を立てていただく中で、施設からどんどん出して家庭でというのが介護保険の中でも言われております。家庭で介護をしていく。そうになりましたら、今の介護

保険の考え方でいきますと、家庭での介護を支えるものというのは、やはり訪問介護、訪問看護、そして何よりも大切なのはショートステイだと思います。ですから、計画などの状況ですね。斑鳩町は常に、ショートステイ見てたら、計画より3割以上ふえてますね。計画立ててはるより3割以上ふえたような状況で利用されているように思います。そこら辺の認識が、まだちょっと弱いのではないかなというふうに思っているところで

です。ですから、家庭で介護していただく中では、ショートステイというのは最も重要なサービスだと思います。ショートステイが使えるように、さらに、今後、各施設などとも連携をとって進めていっていただきたいというふうに思います。

さらに、高齢者の負担感が大きくなっている現在、この保険料というのを、先ほどから言うてますように、低所得者には配慮してほしいということを書いてますが、物価高も来てますので、町もこの物価高というのは直面しておられるだろうと思いますが、低所得者層にとっては本当に大きな問題になってますが、そういうことも含めまして、介護保険の特別会計見てきましたら、平成19年度は大きな余剰金を出してます。3,000万円以上の黒字というような状況になって、基金に積み立てるというふうなことになります。

これ、平成20年度終わった時点で、果たして基金が斑鳩町ではどの程度になるだろうかというふうに思った時に、この基金の使い方ですね。以前は、特定健診だとか医療制度が変わるということの中で、見込みが立てにくいのでこの基金については置いておきたいということで、基金の取り崩しを行わず保険料設定をするということで、前回、2006年には、斑鳩町では27%の保険料の値上げとなっております。全国は、2000年から2006年までの6年間で平均したら37%上がってますから、それよりは斑鳩町ましですけどね、それでもその時にそういう形で27%一気に上がったというような経過がある中では、やはり基金をどのように使うのかというのは、非常に重要なポイントだというふうに私は思っておりますけれども、基金の予測、そして基金の運用の仕方について、保険料とリンクさせましてどのように考えることが出来るかということについてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） おっしゃるとおり、今回の平成20年度の補正予算で平成19年度の介護保険特別会計からの余剰金、基金に積み立ては約3,000万予定を

いたしております。基金総額が9,000万円ほどになってまいります。

本来、介護給付費の準備基金は、その事業計画期間に必要な保険料として納めていただいたものでありますので、計画期間が終了した時点で、基金に積み立てがあった場合には、基本的には次の計画期間に必要とされる保険料に充当されることとなります。ただし、想定した給付額を超えることとなった場合には、介護保険財政は赤字となり、県の財政安定化基金より借入れが必要となってまいりますことから、さらに次の計画期間で設定する保険料額を大きく上昇させなければいけないと、その次の次ですけれども、そういうことも考えられますので、次の第4期の計画の中では、余剰基金の全額を充当させるのではなく、危機管理分といたしまして幾分かは基金に積み立てておくということも必要であると考えております。

そういった審議につきましては、今後、介護保険運営協議会の中でご審議をいただくということで考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうしましたら、それについては、またさらに、市長会や町村会が国へ色々要望も上げておられるようです。さらに、町としても、町長の方からそういった要望しっかり上げていただきまして、そして介護保険の計画、第4期の計画につきましても、また議会での審議をさせていただくことになると思いますが、今後の計画を策定されるに当たっては、斑鳩町の皆さんの立場に立ってよりよい計画となるように心がけていただき、保険料につきましては、段階の設定、そして保険料決定につきましては、基金を十分に勘案するというところで進めていただければと思いますようお願いを申し上げます、次の質問に移らせていただきます。

2点目に書かせていただいておりますのは、国民健康保険についてなんですが、この国民健康保険の減免についてまずお尋ねをしたいと思います。

以前に、商工業者の組合の方が斑鳩町に来られまして、商売をして不況の場合、急に当年度業績が落ちて、不況のあおりを受けて収入が非常に低くなった場合、減免をしていただけるようにしていただきたいという申し入れなども何年前にしている経緯がございました。そういう経緯の中で、割合、考えていきたいというような状況もありましたので、私は前向いて進んでいるのかなあと考えていたところ、今年24歳の若い方からご相談を受けまして、全く何年も前からその状況が変わってないことが、今回、私も認識をいたしましたので、この際この減免についての考え方につきまして、きちっと町

の姿勢をお伺いしたいと思っただけで一般質問をさせていただくことにいたしました。

相談を受けた内容といいますのは、失業をした状況の中で、今年全く収入がないけれども国民健康保険の納税通知書が届いたと。その納税通知書は、前年度の所得に対しての保険税額が定められているということで、その保険税は、所得基準額が120万9,200円に対しまして15万7,200円という、かなり高額ですね、基準額の13%を占めるような金額のものでした。全く、失業しましたので、仕事をしていない、収入がない状態の中で、これだけの保険税を払えということだったんです。

私自身、この保険税ですね、町民税だったらわからなくもないんです、働いても初年度町民税払わないんですよ、私たち。ですから、初年度は町民税払いません、前年度所得なかったということでね、学生から勤めた時でもね。でも、2年目はやっぱり払っていきます。そして、1年目払ってない分、住民税などは、前年度の分として退職しても次の年払わなあかんという理屈は、最初の年払うてませんのでその理屈はわかるんですけども、健康保険の場合は、一たん会社入りしましたらすぐにお給料から差し引かれて、ずっと最初から払っているわけですね。

そして、健康保険は、会社にいる間はそれでいいんですけど、やめたら入る健康保険がない。でも、日本の国では、今、国民皆保険という形で、入るところがなければどうするのかという、国民健康保険に入るといふような、今現在では昔と違って色々な健康保険の最終的な受け皿的な要素を持っているような健康保険であるというふうに私は思っているんですけどもね、こんな中において、この減免という考え方、これはやっぱり一定は要るのではないかなあというふうに考えているんですが、斑鳩町の国民健康保険税条例を見ていきますと、非常に限られた範囲の減免しか載っておりませんので、こここのところですね、またその相談者の方は、親元を離れて西宮に仕事の関係でお住まいされている時は、失業した時に西宮市では減免を受けた経緯があるというようなことも言われておりました。

私もちょっと見ますと、大阪府や兵庫県などの市町村では、こういった減免やっておられるところは結構多いみたいなんです。奈良県でも一定行われているように聞いておりますので、この減免の考え方についてお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 国民健康保険税につきましては、その加入している被保険者の前年度中の所得等に応じて計算され、ご負担をいただくことになっております。

失業などを理由とする場合には、減免は考えられないのかというご質問であります、確かに失業を理由とした減免制度を設けられている市町村があることは聞いておりますものの、減免を行うことにより給付に対して不足する税財源をどのように確保するのかということが重要な問題になってくると考えております。原則としましては、その財源は他の被保険者の方にご負担をいただくことになるものでありますので、現在の斑鳩町の国保財政の状況を勘案する中では、慎重に対応していかなければならないと、このように考えております。

なお、奈良県下では、失業等を理由とした減免措置を設けている市町村は、平成19年度では11市町村あるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長答弁いただきましたが、11の自治体あるんですね。その11の自治体の条例を全部見ますと、やはり斑鳩町の条例の書き方と違った書き方がなされてます。特に奈良市なんかはもうはっきりと、「当該年度の所得金額の見積額が、保険料賦課、基準年度の所得金額に比し著しく低下している者」というふうなはっきりとした書かれ方をしているところもありますし、また「特別な事情がある」、また「生活が著しく困難になった者」というような、各11の市町を見ますと、そういう書き方がされております。そして、要綱にはさらに細かく、こういうケースはこれだけ減額する、こういうケースはこれだけ減額するという、非常に細かい設定もされております。私は、ぜひとも斑鳩町でもそういう考え方していただきたいなど。

もう一つ、これらを調べている中で私気になりましたのは、減免の中には、今、そういう相談者の関係もありまして私所得の問題で言ってますけど、よそさんの条例見てましたら、母子医療などを受給しているご家庭、障害お持ちの方、療育手帳、精神障害、こういったもの、そして公の扶助を受けておられる家庭における減免というものをきちっと条例でうたわれているところがあるわけなんです。これは近隣です。

このことにつきましては、斑鳩町がどうして、こういう母子家庭さんや障害児さん、福祉の分野でも力を入れてやってきておられるのに、そういうことすら条例にはないということについても、非常に私残念に思っているところなんです。これは、ぜひとも条例の見直しというものをしていっていただきたいというふうに考えているところですが、それらにつきまして、どうでしょうか、条例の見直しというものは行っていただけるの

かどうか、これは担当というよりも、やっぱり町のトップである町長の考え方になってくるのかなあというふうに思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、西本部長が申しあげましたように、県下では11ということの中で、近隣では上牧・広陵・河合町がございます。こういう中で、広域7町との兼ね合いもございます。広陵町は違うわけですけども。そういうことを考える中で、なぜ斑鳩町はしてこなかったかということもございます。

ただ、こういう点につきましては、色々と研究等、またあるいはこういう問題については、今、西本部長申しあげましたように、財政的な問題等がございます。今、私どもも6億何がしかの赤字でございますから、一般財源から補てんをしていくわけですから、これからやっぱり一般財源から補てんをするとなりますと、かなりのこともございますし、そういうことを踏まえた中で条例改正するものについては、近隣等よく調べて、来年になるのか再来年になるのか、そういうことについては一応担当に研究をさしながら、そういう努力はしてまいりたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ただいま町長から前向きな答弁をいただいたというふうに理解をいたしますが、特に広陵町さんの減免基準表というのが非常によく出来ておりまして、細かく、国保の医療分でこれだけ、支援金分でこれだけ、介護分でこれだけというように非常にきめ細かい減免の割合であったり額であったり示されていると。これは、本当に担当の方は研究していただかなければならないなあと。ほんとに近所で、同じ奈良県の中でこれぐらい細こう定めていただいていると。それで、かなり市町村によって決め方や設定の仕方違うんですけどね、これらはぜひとも参考にさせていただきまして、今後、やはりどう対応するのか。

そして、一番問題なのは財源の問題だと思います、確かに。国保非常に厳しいです。ただし、そういう施策として取り組むということになりましたら、先ほど兵庫県の西宮市の話もしましたが、兵庫県や大阪府というところでは、これらの減免の施策については、一般施策として、一般会計から繰り入れをして行っておられる。

奈良県下においては、11市町村のうち、私、ちょっと時間が足りなくて全部は問い合わせしておりませんが、生駒市さんとか、町レベルで広陵町とか、この辺皆国保会計の中でということでしたが、これらもあわせて、どういう考え方に立つの

かということも、きちっと町としての姿勢を持っていていただきたいと思います。これからもこの点につきましては、私はずっと、どの程度皆さんが研究していただいたのか、どういうふうに実施していけるのかということについてはかかわっていききたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、続きまして、②つ目の擬制世帯につきましてお尋ねをしたいと思えます。

この擬制世帯と申しますのは、非常に聞きなれない言葉だったんですが、私はこの後期高齢者医療が始まるにつれて、擬制世帯主さんがふえていくのではないかとということをおもひまして、ちょっと勉強させていただいた経過がございまして、今回質問をさせていただくんですが、国民健康保険上、特にわかりやすく言えば、今まで後期高齢者行く前の方たちは国民健康保険入っておられて、その息子さん、娘さんなり一緒に国民健康保険に入っておられた方が、お年寄りが2人、老夫婦2人が後期高齢行ってしまったと。そしたら、そこに1人だけ残ってしまって、でもその方は一定の収入もあるということであれば、本来住民票上の、戸籍上、後期高齢移った方が世帯主なんですが、国民健康保険上の世帯主として、一定の所得のある方につきましては、残られた方に世帯主という形で取り扱うことが出来ると、2001年にそういう通知が来ると思うんですね。

それが出来るとなったら、今回そういう世帯が結構出てくるだろうと思ったので余計に考えたわけなんですけれどもね、それが出来るとなった時に、軽減の関係と、それから特定世帯、後期高齢へ行かれて国保に1人だけ残らばったら、特定世帯という取り扱いになって、均等割や平等割減額されますよという形になっているわけなんです。その特定世帯としての取り扱い、これらがどんなふうになるのかなということをおもひまして、私も疑問に思いましたので、その点についてお尋ねをしておきたいというふうに思えます。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 世帯主という定義でございますけれども、通常、社会通念上、世帯を主宰する者のこと言います。国民健康保険の世帯主の場合、主として生計を維持する者であって、国民健康保険税の納税義務者として社会通念上妥当と認められる者と解されておりますことから、個々の世帯ごとの状況を考慮して判断する必要があると思えます。

後期高齢者医療制度へ移行されました方についても、これまで国民健康保険の世帯主として納税義務者であった場合、原則としてその世帯の主たる生計維持者であることに

は変わりがありませんから、擬制世帯主としての取り扱いとなるものでございます。

質問者がおっしゃっているような世帯の場合、残っておられる国民健康保険の被保険者が一定の収入を持っておられるなど国民健康保険の世帯主とすることも可能であるならば、世帯主変更を行うこととなります。この場合、国民健康保険税の軽減を判定する際には、変更後の世帯主及びその世帯員の所得状況によって判定をいたしますので、軽減に該当する所得状況であれば軽減措置を行うことにはなりますが、言うまでもなく所得の状況によっては軽減出来ない場合もあると考えられます。

また、後期高齢者へ移行されたことで国保世帯が単身世帯となる特定世帯においては、国民健康保険税の平等割額が、おっしゃるように2分の1に軽減されることとなっておりますが、擬制世帯主から国民健康保険に残った人を世帯主に変更した場合は、特定世帯とはみなされなくなり、平等割額の軽減はなくなることとなります。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そこなんですね、特定世帯の取り扱いが出来ないというところに、私ちょっと疑問を感じるんです。実態は、後期高齢、嫌でも行かされたわけなんですよね、2人。で、1人残っちゃったわけなんですよ。でも、その擬制世帯主も、こっちもこっちも年いってきてんのになんかこしいと。届け出もみんな国保に残っておられる方が全部するという中で、そういうことがややこしいから、一定の所得があれば、残っておられる方の名義で、色々通知が行われたり出来るようにその方を世帯主というふうにしていった場合、たまたまそういう整理をする意味で、実態に即してそういうふうにしてただけであって、何らその制度が始まる前と変わっていないのに、特定世帯としての取り扱いが受けれないというところについては、非常に私は疑問を感じているところなんです。

ですから、これね、後期高齢の関係でもまだまだあるんです。これを色々調べていくと、まだまだ私も疑問感じていることもあるんですけど、実は通告してないので言えないと思って、その点については申し上げますが、本当にちょっと疑問を感じている点がございまして。実態に即して整理したらアウトやというようなね、こんなおかしいん違うかなという疑問を持っている。

そしてまた、斑鳩町のように、一人暮らしや老人世帯がふえたといえども若い方と同居しておられる世帯も一定数あることから、こういうご相談については十分に気をつけ

て対応をしていっていただきたい。その人が不利になるようなことであれば問題がありますので、十分に対応していっていただきたいと思います。

私は、その解釈の仕方については問題ありというふうに思っておりますが、それは町に申し上げても、上に確認をとられた上でのご回答だろうと思っておりますので、今後、これらも問題があるのではないかとすることは提起していきたいというふうに思います。

続きまして、3点目の質問に移らせていただきたいと思っております。3つ目に挙げさせていただきましたのは、幼保一元化についてでございます。

この問題につきましては、以前にも、もう何年か前に一般質問もされていると思っております。私自身は、これが言われ始めた時から、幼稚園と保育所を一体化する問題というのは、非常に難しいのではないかと。目的の違うものを一緒にするという点については、よほど慎重に行わなければならないという意味では、この一元化については、推進をする立場ではなく、逆に町としてはよく考えてくださいよと、こういうことを早急にしないでくださいよという立場をずっととってきたということなんですけれども、ただここに来まして、国は待機児童の解消と言っておりますけれども、認定子ども園、市町村が助成して認定子ども園運営していくと。そしてまたさらには、今年7月出たんですけどね、その認定子ども園に補助金出している自治体は、子ども交付金というのを創設して、手続簡略化してストレートに出しますよというような動きとか、そういう色々な動きがあるわけなんです。

ですから、そんな中において非常に、私立でも幼稚園と保育園と合体させようとか、そしてそれより早くから、公立であっても幼保の一元化を推進とか、そういうことが言われてきている中で、その後、斑鳩町でも研究してきていただいているとは思いますが、それらの方向が、政府の色々な流れを見てますと、私、非常に心配になってきましたので、ここで改めましてこの幼保一元化についての町の考え方について、また今後の動向についてお尋ねをしておきたいというふうに思っております。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 幼保一元化のご質問でございますが、これ、今、里川議員もおっしゃったように、平成15年の1月に、幼児教育等調査研究会を役場の教育委員会と福祉課の方の職員で設置いたしまして、一定のまとめをさせていただいております。その中では、まだ一元化するのは時期尚早ではないかという結論であったというふうに思っています。ただ、保育所と幼稚園の職員の交流、あるいは子どもたち、幼児の交流に

については、積極的にやっていけばいいのではないかというようなまとめであったというふうに思っています。

そうしたことを受けまして、それ以後、教育委員会としても、この問題について調査してまいったところでございますが、そうした状況を踏まえましてご答弁をさせていただきたいというふうに思っています。

最近の社会情勢から見ますと、急速な少子化の進行、並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴いまして、保護者の就労等にかかわらず、就学前の子どもの教育及び保育に関する保護者の考え方も変化が見られるようになってきたところでございます。

ところで、この幼稚園と保育園は、共に就学前の子どもの育ちを支える施設でありますが、ご存じのとおり、様々な違いがございます。

まず、入園資格として、保育園が親の就労の有無の形態と保育に欠ける要件を問うこと、あるいは保育園が満7カ月から入園出来るのに対しまして、幼稚園は満3歳児から入園することが挙げられています。そして、1日の教育、あるいは保育時間が、幼稚園は4時間を標準とするのに対しまして、保育園は8時間を原則として保育所長が定めることとなっています。

そして、保護者の負担は、幼稚園が設置者の定める入園料、保育料となっております。家庭の所得に応じてその一部を減免する就園奨励事業もございますけれども、斑鳩町の幼稚園では、基本的に入園時の入園料5,000円と保育料1カ月6,100円と定められております。一方、保育園では、家庭の所得等に応じて設定された保育料を納めることとなっております。

このように様々な違いがございますが、近年、親の幼児教育、保育のニーズが多様化する中で、国においても、平成18年10月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行されまして、幼保一元施設が認定子ども園として法律的にも認められたところがございます。

教育委員会におきまして、先進地の視察などを行っているところでございますが、その中で様々な課題も見えてまいりました。一例を挙げて申し上げますと、総合施設には、利用時間の長い子ども、短い子どもがおります。また、登園日数にも違いがございます。また、一人ひとりに応じた教育、保育の内容についても工夫を行う必要があること、また施設設備が一体であることが望ましいけれども、既存の幼稚園施設に乳幼児用トイレや給食調理室などを設置するには、多くの経費がかかること等が挙げられています。

また、既に認定子ども園として整備されている市町村の実情をお聞きしますと、同じ地区に保育園、幼稚園とも存在し、幼稚園、保育園共に1学年10人未満と非常に少なく、認定子ども園として統合しても、施設の大規模改修等が必要のない場合には、その財政的な効果が大きいこともわかってまいりました。

一方、既存の斑鳩町立幼稚園・保育園に置きかえてみますと、園児数または施設整備において、幼保一元化するには、教育的にも財政的にも余り効果がないのではないかと、いうふうに考えております。

しかし、認定子ども園の目指すところは、幼稚園のよいところ、保育園のよいところを共に取り入れ、乳幼児期から就学前の子どもの発達の連続性について十分理解した上で、幼児教育・保育を総合的に提供することであるというふうに考えております。

このことから、斑鳩町におきましても、幼稚園・保育園の連携を促進しているところでございまして、幼稚園児、保育園児の交流の機会を設けると共に、幼稚園教諭の保育園における研修を毎年実施し、おのおのそのよい点を見つけ、指導、保育の相互交流を図っているところでございます。

今後さらにこの交流の機会をふやすと共に、就学前の子どもの育ちを一貫するという観点から、幼稚園のよいところ、保育園のよいところを共に取り入れて、より発展させていきたいというふうに考えております。

なお、幼稚園には幼稚園教育要領、保育園には保育指針がございまして、それぞれ子どもの発達段階に応じて、小学校進級に向けて幅広く保育されているところでございます。

また、小学校教育との連携につきましても、幼稚園、保育園ともに小学校との積極的な情報の共有と相互理解を深めまして、就学前の教育、保育から小学校教育への円滑な接続を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ちょっと非常に長い答弁、説明していただいたんで、一元化についてのポイントを押さえるのが私としては難しかったんですが、現状では無理があるというふうに判断をされているのかなあというふうにとらえていいのかというふうには思うんですが、ただし全国的な流れを見る中で再度どうなっているのかということもあったんですが、もう一つ私は心配な点が保育所で感じ取ったわけなんです。

保育所の保育士が、今年2園の園長が2人やめ、そして園長に準ずるような年齢のベ

テランの保育士、結局ベテランが3人やめたけれども来年度保育士の採用がないということの中で、それだけでなく正職と臨職の数が逆転するのではないかと、またしているのではないかとというような心配のある中で、あえてそういう形になるというのが、非常に、どうなんだろうと、保育所運営についてどう思っているんだろうと。素朴に、そういうところもあって、幼保一元化の取り組みの進行、どんなふうになっているかを尋ねたいなと思ったところなんです。今、問題にしました現在の斑鳩町の保育所につきましても、さらにちょっとそのことから色々見ていきますと、いよいよ、全国に2万2,909カ所ある保育所ですね、今年の調査で、公立がずっと私立を上回っていたのに、初めて今度私立が上回ってしまったんですね。公立の保育園が275減って私立の保育所が336ふえたと。合計は、少子化やといえども保育園、これはあくまでも認可だけですよ、無認可入れてませんので、認可の保育園が61ふえてるという状況なんですよ。

こうやって保育園はふえてきている。そして、ニーズも高い。だけど、私立の保育園の方が台頭してきているということにつきまして、ちょっと公立の保育園として、今後、斑鳩町がこの保育園についてどのように運営されていかれるのか。果たしてこの間に、指定管理者制度の導入やったり、国庫負担金やった保育所の運営費も一般財源化になったり、民営化しやすいような形に流れてきているということもありますのでね、幼保一元化に進まないけれども、じゃ保育所の今の状態の中ではどうなのかなあとということがちょっと気になりましたので、これについての考え方もあわせてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、幼保一元化、教育長から答弁がありましたように、難しいという点。今、やっぱり、里川議員もおっしゃっているように、公立の保育所よりも私学の方が多くなってきた。特に近隣でも、何も斑鳩町の方が斑鳩町の保育所へ行かなかつてもどこからでも通園出来ますから、特に昨今では、王寺町の5階にごぞいます黎明保育園、こういうところがかなりふえてきているわけです。

そういうことを考えますと、保育行政そのものがだんだんと、一番問題は、3歳未満児がふえつつあって、3歳児から5歳児、年小、年中、年長、そういうことを考えますと、公立の保育所がこれからどうなっていくのか。公立の保育所でも民間の保育所に委託をしていくケースがふえつつある、里川議員がおっしゃったように。そういうことも考えられるわけであって、一番問題は、やっぱり公立がこの保育行政を進めてきた。

私は当初から申し上げてますように、国がこの関係等については、文部科学省でも幼稚園でも、あるいは厚生労働省でも、厚生労働省は当然保育に欠ける子を対象にやってきたわけですが、それがだんだんと長時間預かってもらえる、あるいはそういう共働きしているということでほとんど保育所の長時間に預けていくとか色々なことがございますけども、やっぱり幼稚園は幼稚園として存在しておく。

ただ、やっぱり国としては、当初から民間に対する、私学に対する助成をかなり厚くしてますから、この点がやっぱり私は大きな問題で、公立が幼稚園あるいは保育所を運営するのがいいのか悪いのかということにも問題がある。ただ、やっぱり公立でやってきますから、それを簡単に民間にしますということには相成らない。

そういう点で、今後やっぱりそういう点が、今、質問があったように、将来的にはこういう問題が大きくクローズアップされてくると私は思っております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 当面そういう形にはならないということで、ただいま町長からご答弁をいただきました。

実は、私も、この保育というものをどうとらえたらいいのかという中では、やはり保育行政として、公立が頑張ることが保育の質の向上維持を保てるものだというふうに考えております。ですから、この点につきましては、やはり斑鳩町は子育て支援にこれからもさらに力を入れていこうという姿勢を示されていると思います。保育行政におかれども、私立では賄えない、私立では行えないようなよさ、先ほど言いました幼保一元化にはならないけれども、各幼稚園、保育園のよさを交流してと。それはいいことだと思います。

ですから、短絡的に一元化をしていくのではなく、そして民営化をしていくのではなく、斑鳩町の子どもたちにとってどう対応してあげるのが一番いいのかという視点を常に持ちながら、これらについては今後も考えていていただきたいということをお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

4つ目なんですけど、学校保健法等の一部を改正する法律について。

今年すぐに成立してすぐに施行されている法律なんですけれども、学校保健法が学校保健安全法と改称されまして、そして学校安全計画というものを策定しなさいというふうになったわけなんですけど、この学校安全計画の中には、自然災害などの対策も入っており、そしてまた警察や地域住民と連携して安全確保を図るといようなことが書かれ

ております。

こんな中において、色んな事件が起こった時に、斑鳩町でも危機管理マニュアルというんですか、そういったマニュアルもいち早くつくっていただき、前向きにやっぱり取り組んできていただいた。で、予算の要るものについては、やっぱり予算をつけてでも、監視テレビであったりとか、色々対応してきていただいているとは思いますが、自然災害なども今、ほんとにあっちこちで、急な大雨とかで起こってきている中では、世界、また日本の国の中でも色んな状況ある中でこういうことも盛り込まれてきたのかなと思うんですが、これらにつきましてどんなふうに私は進めていかれるのか、地域住民との連携というのは非常に難しいなあと、この計画を知っていただくということについても難しいなあと。

ですから、本当にどんなふうに進めていかれるのかということがちょっと心配になったもんですから、お尋ねをしておきたいと思って挙げさせていただきました。次の質問もごさいますので、簡単で結構ですのでご答弁いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校安全計画についてでございますが、これは20年度に制定、施行は21年4月からなんですけど、施行されることになっております。

自然災害につきましては、今まで学校危機の管理マニュアル等もつくりまして、学校内でのことについては、一定のマニュアルどおりに実施させていただいております。

今回、自然災害というものが入ってきたわけですが、これにつきましても、町の警報発令に対しましての対応ということで、一応マニュアルをつくっております。そうした中で、震度4以上の地震があった場合にどうするのかということも定めまして、各学校、あるいは保護者に通知をさせていただいております。それに基づいて実施をしていきたいというふうに考えております。

そして、もう一つは耐震化の問題でございますが、今、質問者もおっしゃっていただきましたように、9月から緊急地震速報受診装置を設置いたしまして、各学校、幼稚園に設置いたしまして対応をさせていただいております。

そして、もう一つは、今議会にも補正予算をお願いしておりますけれども、耐震の2次診断を前倒しして実施いたしまして、児童、生徒、園児の安全確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

今後、この安全計画を作成していく上で、現行行っている安全対策を基本にいたしま

して策定するよう学校に指導してまいりたいというふうに考えております。この安全計画につきましては、学校の方で制定するという事になってございますので、そうした指導をしていきたいというふうに思っています。

そしてまた、地域、家庭の皆さん、あるいは学校、行政が連携いたしまして、協力しながら取り組んでいく必要が大切であるというふうに考えております。そうしたことから、自治会、あるいは各種団体、多くのボランティアの方々、多くの地域の方々にご協力いただけるように、これからもお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 続きまして、この改正の中の一つなんですが、学校給食法の改正なんです。この改正では、学校給食を活用した食の目標ということで、地域の伝統的な食文化や郷土料理などへの理解を深めるということが打ち出されております。

斑鳩町では、ありがたいことに、自校方式をずっと実施してきていただいております。これを生かして、よそさんの給食センターでは出来ないような、やはり、今までもきめ細かくやっていたと思いますが、さらにこの改正を受けて、今後進んだ取り組み、非常に重要、食文化なんか、食育は非常に力を入れていただきました。その実績は私もわかっておりますが、食文化と、さらにレベルアップした形での改正だと受けとめますので、取り組みをしていっていただきたいと思いますが、教育長の決意などについてお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 食の文化というのは、いわゆる日本食の姿勢といいますか、お箸でご飯を食べるという、そういうものもございまして。そうしたものをしっかりと子どもたちに教えることが大事だろうというふうに思っています。

そして、今、以前からも申されておりますように、やはり郷土の食材を使うということは、今日までも実施してまいりましたし、これからも実施していきたいと思っておりますし、また子どもたちに、農家のご協力を得ながら、やっぱり作物をつくるという体験を子どもたちにしっかりと学んでいただいて、そこらか自分たちはどうしてその物をいただいているのかという心を育てていきたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、そうした教育をするために、学校栄養職員を、今回、調理洗浄業務の委託にあわせまして、小学校3校、中学校2校すべてに栄養士を配置させていただきまして、その栄養士を中心に子どもたちへの栄養教育をやっていくということでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今後も、新たな方向を見出していただきたいと思います。

これで、時間が参りましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

午前11時まで休憩いたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、安心して出産出来る体制づくりについてお尋ねをいたします。

1点目は、三室病院の産科の体制についてですが、今、医師不足が深刻な社会問題になっています。特に産科の医師については、労働条件が過酷なことや医療訴訟が多いなどの理由で、産科医になろうという若手自体が減っています。また、研修医制度が変わったことで、若手医師が病院を選ぶ際の自由度が高まり、都市部の魅力ある病院に集中してしまうという傾向も強く、地方の病院では産科が閉鎖になってしまうところも出てきています。

県下では、昨年の4月に大淀病院で産科が休診になっており、新聞報道では、再開のめどは今も立っていないと報じられています。また、県立三室病院でも、来年4月以降の産科医確保の見通しが立っていないと報じられておりました。これは、2008年の8月9日の毎日新聞の地方版です。

そうしたことから、県立病院は、斑鳩町はもちろんのこと生駒郡や北葛城郡各町の多くの住民からも利用されており、三室病院の産科の存続は、まさにこの地域の住民にとっては死活問題でもありますことから、昨年、各町の議会からも、県に対して産科の存続を求める意見書が提出されました。

このようなことから、三室病院の産科について、現在、どんな状況なのか。また、来年度の体制づくりについて、県はどのように考えているのか、お尋ねをいたしたいと思

います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 三室病院の産科医の体制のことをございます。このことにつきまして質問がありましたので、県の医療管理課の方に確認をいたしましたところ、産科医師は2人体制で診療をされており、引き続きこの医療体制の維持に努めていくということで聞いております。

町といたしましても、県立三室病院につきましては、西和地区の医療機関の中でも中核病院としてその役割を果たすべき医療機関でありますことから、今後も県に引き続き、産科医師の確保を行い産科医療の充実を要望してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 昨年の段階で、産科医の従事者の方のうち1名が、もう年齢的になかなか厳しいということで、昨年ではあと1年頑張っって延長して勤務をされるということで頑張っっていただいている状況ですが、今、部長答弁いただきました中に、県の方として維持に努めていくというその姿勢については理解をし、さらにその維持だけでなく今後体制的にも強化をしてほしいというふうに思いますが、昨年でそんな状況があっって、今、努力をされることは切に願っっていますが、医師が確保出来たという段階ではないのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 医師の充実というより、産科医師が2人体制で診療していくということで、その体制の維持に努めているということだけを聞いておりますので、強化の話とか増員の話とかについてはおっしゃられてない。そのために、2人体制でいくということだけは聞いております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたら、今後も斑鳩町としてぜひ、県の動向については敏感に情報をキャッチしていただいて、医師が確保出来なければやはり続けられないという心配が一番大きいと思いますので、医師が確保出来たかどうか、来年運営が存続出来るのかどうか、その辺に注意を払っって、さらに、今、維持に努めるということですが、体制の強化につきましても、町としてもあわせて要望いただきたい。

というのも、今、2人で運営されていますが、本当に1人で100人ぐらいの出産を取り上げなければいけないという、そうした状況も報道されていたかと思います。そして、その過酷な労働状況というのは変わっていないのかなというふうに思いますので、これはやはり人数をふやして体制を強化していく必要もあると考えますので、そのこともあわせて県に要望をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

それでは、次に、②番目の妊産婦健診についてですが、この妊産婦健診につきましては、今年度から町として公費負担の回数を1回から5回にふやして実施しており、この点につきましては大変評価をさせていただいております。こうした制度の拡大によって、安全に、また安心して出産に臨んでいただける状況へと改善されていくことは、本人だけでなく、斑鳩町にとっても大きくプラスになっていると考えています。

さて、そんな中で、制度改善によって今年度の受診の状況はどうなっているのかについてお尋ねをしたいのと、またさらには、先日の8月22日に、舛添厚生労働大臣がマスコミを通じて妊婦健診に対する国の公費負担の拡大を発表しました。それによると、これまで5回分であった交付税措置を14回分にふやすとされており、さらには出産費用についても、地域ごとの出産費用を調べ、全額給付を検討する、将来的には保健適用も検討したいと報じられています。

この件について、担当課の方に行ってお聞きしたところ、まだ通達等は来ていないということですが、今後、より明確な形で具体化され、そして来年度予算への反映に向けて市町村にも制度改正の内容がおりてくるかと思います。

今回、この厚生労働省の発表を受けて、町として来年度の妊婦健診についてはどのように対応していこうと考えているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、木澤議員が、先ほどの三室病院の問題等色々とおっしゃっている中で、やはりああいう事件が起きました中で、やはり県も、あるいは国も、そういう点では国会でも議論になってますように、医者の確保を十分するというところで、県は対応をしながら、そういう検討会議を十分加えながら進めておりますので、当然、先ほどの三室病院の関係等についても、我々広域7カ町の関係等についても、そういうことは訴えてまいりたいということでございますし、また今の関係につきましては、今年から5回に回数をふやさせていただきました。そういう現状から、8月末現在で妊婦届出を出された方は103人で、受診請求は155件となっております。

今回の公費負担の拡大によって経済的な負担が軽減され、特に、第1子の妊婦健診の時は公費負担が1回であったのが、第2子以降のお子さんを出産される妊婦さんからは、公費負担が今年度から5回となったことから、受診しやすくなった、定期的に安心して受診出来るようになったという声をたくさん聞かせていただいております。

先ほど、舛添厚生労働大臣が発表されたように、まだ通達が来ておりません。しかし、今現状から考えますと、通達来る中で、町民からも、受診された方から喜んでいただいている声を聞く中でどういう対応をしていくか、これから通達の中でどういう対応をするかということ、担当の者と十分検討をしながら、来年度予算にどう反映されるのか、そういう点について、今、色々と議論をしておるところでございます。今現状から来年どうするということは申し上げられないと思っておりますけれども、出来るだけ通達来次第、検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、町長から非常に前向きな答弁をいただきましたので、来年度の予算の反映に向けてぜひ検討をお願いしておきたいと思っております。

また、以前にもこの質問をさせていただきましたが、その時にも申し上げました。通常健康な方、健康な方というか、通常でしたら14回で平均的な回数になるかと思うんですが、リスクを負った妊婦さんは14回じゃ済まないケースが多い。さらに、またお聞きをしますと、例えば貧血とかつわりがひどいという人も健診回数が通常より多くなって、その分費用負担も大きくなるということをお聞きしました。そうしたことだと、そうしたリスクを負っているという方だけじゃなしに、通常の方といたら語弊があるかもしれませんが、そういう方に対しても14回じゃ済まないという状況も生まれてくるかと思っておりますので、要望ですけれども、ぜひ、最低14回ということで、公費負担につきましては検討をしていただきますよう要望をしておきたいと思っております。

それでは、次に、2として、学校校舎、幼稚園の耐震化についてお尋ねします。

さきの阪神淡路大震災以降、大型の地震が全国各地で相次いで起こり、その対策が緊急に求められています。この地域では、近い将来、東南海地震が起こるであろうと言われており、その被害が想定される地域の中にこの斑鳩町も含まれています。

そうしたことから、町としても、学校校舎の耐震化計画をつくり、これまで計画に沿って耐震化を進めてきましたが、今年の6月に国会で地震防災対策特別措置法改正法が成立し、3年間の時限措置として、公立の幼稚園、また小中学校の校舎や体育館の耐震

化に対する補助が拡大されました。これにより、全国の自治体で計画を前倒しして、公立幼稚園、小中学校の耐震化が進められています。

その際に、国が補助拡大の対象にしているのが、 I_s 値 0.3 以下の建物です。 I_s 値とは、建物の強度、建物の形状、経年劣化の要因から決まる建物の耐震性能をあらわす指標です。これは、 I_s 値が 0.3 以下だと、地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い。0.3 から 0.6 だと、倒壊または崩壊する危険性がある。0.6 以上は、倒壊または崩壊する危険性が低いとの判断基準が示されています。

この I_s 値を測定するのに、当町の今 9 月議会にも、計画を前倒しして補正予算を組んで耐震診断を行うということで議案が提案されており、私もそのことについては大いに賛成の立場です。こうした耐震診断を行うことについては理解をしていますが、その後、診断結果がわかった後の対応について、それぞれお尋ねをしたいと思います、今回質問に挙げさせていただきました。

まず、①点目の I_s 値 0.3 以下の建物についての対応について、町の考え方をお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 耐震補強工事につきましては、今も議員おっしゃるように、年次計画を立てまして順次実施してきたところでございます。学校施設の耐震化につきましては、国の緊急措置が大幅に拡充されるなど、その対応が現在求められているところでございます。

斑鳩町といたしましても、児童生徒等の安全安心の確保及び災害時の防災拠点となることから、9 月議会定例会に、2 次診断の調査に係ります補正予算を提出させていただいているところでございます。

ご質問の、診断の結果、 I_s 値 0.3 以下という診断が出た建物については、早急に工事を実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14 番、木澤議員。

○14 番（木澤正男君） 0.3 以下の建物については、国の補助も拡大されたということもありまして、町としても早急に対応するという事で、この考え方については理解をさせていただきます。

では、次の 0.3 から 0.6 の診断結果が出た建物についてですが、これにつきましては、今回の時限措置、国の補助拡大の対象外に当たるとは思うんですが、この建物につ

いてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今も申し上げましたように、今回、2次診断を実施いたしましたので、そして0.3から0.6の建物の強度が出た場合については、 I_s 値の低い方から実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） その際に、もともとこうして耐震計画、年次計画をつくっていただけていますが、近隣の市などでも計画を前倒しして実施をするという報道などもされておりますが、斑鳩町としてはこの計画を前倒ししてその対応に当たるという考え方は、お持ちなのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今も申し上げましたように、やはり低いものから順次やっていくということがございます。ただ、財政的な問題、それから工期が夏休み中という限られた期間でございますので、一度に学校全体をやるということは、これは不可能でございますので、その辺はやっぱり工事量、そういうものも勘案しながら実施していくと、それで出来るだけ早く出来るようにしたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これは、予算委員会等でも議論がありましたが、これまで計画で26年度までの計画になっているのは、事情として財政的な問題が大きいということでしたが、やはり、今、住民の皆さんからも、この耐震化というのはやっぱり最優先で行うべきではないかということで、保護者の方などからも色んなそういう心配の声もお聞きしています。

そうしたことから、予算的に町として色々進めなければいけない施策等があると思いますが、やはり優先的にこの耐震化については進めていただきたい。今回、補正予算を組んでということですが、また来年度以降につきましても、予算編成を見せていただく中で、その進捗についてもまたお尋ねをしていきたいというふうに思います。

それでは、その次に③のその他の建物についてということですが、このその他と書かせていただきましたのは、①、②に当てはまらない建物についてということですが、これにつきましては、昭和57年以降のものであったり、面積が200平米以下の給食棟などということで挙げさせていただいております。これらにつきましても、耐震性の問

題ではどうなっているのか。さらに、給食棟などは、実際に災害が起こった際に避難所として使われるのかどうか。その点についても、あわせてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） その他の建物ということですが、これまで地震防災緊急事業、これは平成13年から17年までの5カ年計画がありまして、それは公立の小学校、中学校のうち、地震防災上、改築または補強を要するものについて定めるということにされておりました。しかし、このたびの改正をされまして、公立の幼稚園のうち地震防災上、改築または補強を要するものについて、新たにこの今回の5カ年計画に追加されたものでございます。この5カ年計画は、平成18年から22年までのものでございます。

また、給食棟につきましては、木造以外の校舎等で1階かつ床面積の200平方メートル未満のものについては、補強の対象外ということになっておりましたけれども、斑鳩町はこの5カ年計画に入れてまいりたいというふうに考えております。

それから、2次診断の未実施の建物についてでございますが、これは斑鳩幼稚園、斑鳩西幼稚園、斑鳩東小学校のすべての建物、本館の西、東、あるいは北館、体育館、給食棟も含めております。そして、斑鳩小学校の給食棟、そして西小学校の給食棟の計7棟がでございます。

次に、56年度以降の建物でございますが、斑鳩東幼稚園、そして斑鳩南中学校のすべて、本館、北館、体育館、給食棟の5棟で、合計12棟でございます。

いずれにいたしましても、子どもたちの安全安心の確保及び震災時の避難施設となることから、出来るだけ早く実施するように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、聞かせていただく中で、町内にある公立の幼稚園も含め小中学校の建物について、今、①、②、③の質問によって、すべて耐震化を予定しており、さらに出来るだけ早く進めるという町の姿勢が伺えたかと思えます。ですので、私もその立場で、今後、また予算なども見せていただき、なるべく早く耐震化を進め、住民の皆さんに一刻も早く安心をしていただけるという取り組みについて、ぜひ推進をしていただきますようお願いをしておきたいと思えます。

それでは、次の3つ目の質問に移らせていただきます。

3つ目の質問、放課後子どもプランについてですが、これについては、これまでも何度か一般質問をさせていただいてきました。国が進めようとしている内容と市町村の実態とがかけ離れている部分もあり、担当課の方としても、非常に苦勞もしながらここまで頑張ってきていただいております、何とか子どもたちや保護者の皆さんの要望にこたえることが出来る、そうした取り組みになっていけばと、私もこの取り組みについては非常に期待をしているところです。

さて、この9月から11月までの3カ月を試行期間とし、また昨日が第1回目の取り組みということで、私はちょっと見には行けなかったのですが、そうした取り組みもスタートしており、さらに、今回募集を行った結果について総務委員会で報告をされましたのでお聞きをいたしますと、アンケートで得た結果と実際の申し込みの数に大きな差があり、大変驚いています。私も担当課の方で実際のアンケート内容やその結果も見せていただく中で、保護者からはどんな意見や感想、また要望が出ているのか、またそうした声にこたえて、今後この取り組みをぜひ充実させていきたいという立場から質問をさせていただきます。

まず①点目ですが、今回の参加の申し込み状況についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 放課後子ども教室につきましてのお尋ねでございます。

参加申し込みの結果につきましては、3小学校で13名でございます。斑鳩小学校で3名、斑鳩西小学校で4名、東小学校で6名、計13名の申し込み者でございます。これを9月3日より今年度は試行的に実施をさせていただくということになってございます。

昨日、9月3日に第1回目を開催いたしましたところ、斑鳩小学校で3人、西小学校で4人、東小学校で5人の参加がございました。東小学校は1人欠席をいたしております。昨日の状況は、そういうところでございます。

申し込みの募集期間につきましては、当初は5月27日から6月20日まで約23日間を予定いたしておったところでございますが、参加申し込み人数が少なかつたために、応募期間を延長いたしまして、6月30日までといたしました。

募集期間中におきまして、各小学校の授業参観日も含まれておりましたことから、保護者への呼びかけ、あるいはポスターの掲示、町のホームページへの掲載等周知してまいりましたけれども、最終的にはこのような少人数の結果となったということでござい

ます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 実際に、今、募集をされて、申し込みが13人ということですが、これは定員に対して大分余裕があると思うんです。今回、募集をされた対象というのが、小学生の4年生から6年生までに限るということで募集をされたと思うんですが、この余裕があるということも含めまして、1年生から3年生もその募集を行ってはどうかと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 本年度については、試行でもございますし、この学年で実施していきたいというふうに考えております。

ただ、今、4年生から6年生まで実施しておりますが、今後、活動を見る中で、私も行きたい、僕も行きたいという子どもが出てくるかと思えます。そうした場合については、一定の手続を踏まえまして、途中からでも参加していただければよい方法はとってきたいというふうに考えております。

ただ、1年生から3年生までの対象については、今後また、この結果を踏まえて運営委員会で十分議論していただいて、それを受けて判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 以前に行っていたアンケートの結果でも、1年生から3年生の子どもを持つ保護者からも参加をしたいという声もあったかと思えますので、ぜひ、今後、それも検討していただきたいと思えます。

次に、アンケート結果についてお尋ねをしますが、実際こうしたアンケートの結果と申し込み数の違いについて、どういう原因があったのか、どのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 私も、初めアンケートをとらせていただいて、参加したいというのが500名余りありまして、実際あけてみると13名ということで、私自身も何が原因なのかという戸惑いがございます。

子どもたちの説明会の時に、こんな状況があったようでございます。1人母親と子どもが参りまして、子どもは嫌だというのに親が申し込んだんやと、だから僕は帰るとい

う子どもがおったというようなことを聞いております。したがいまして、そのアンケートについては、親が子どもと十分話する中で出されたのかどうかということも一つの原因ではないかな。これは、すべてとは申し上げませんが、そういう事実があったということも一つあると思います。親はやっぱり行かしたい、友達を多くつくりたいというようなことでそういう希望をされたんでしょうけれども、実際子どもがその中に入っていないというような状況だというふうに思っています。

そうしたことから、一つ親子のコミュニケーションの不足ということも原因ではないかなという思いはいたしています。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうして実際にアンケートをとっていただいても、今、おっしゃるように、子どもさんの意見を聞いてそのアンケートに答えていただいているのかなというところで、そのアンケートの信憑性というんですかね、そこがしっかり持てないと。

ただ、このアンケートというものについては、町が色々な計画を立てたりとか施策を行っていくのに、事前に調査として行っているものでありまして、これまでも、次世代育成支援の行動計画をつくる際などにも、アンケート調査ということで住民の皆さんの意向を確認してきたところですが、こうしたアンケートの結果と実際の申し込みとが大幅にずれてしまうという状況が起こってくると、やはり今回この原因については、事後調査を行って、原因の徹底追及を行うべきでないかというふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） このアンケートについては、一番当初募集いたしました内容と、そして最終的に実際に参加するかどうかというアンケートの内容、これ全く同じ内容でとらしていただいております。そうした中で、こういった結果ということでございます。また、内容を一部変更してやったということであれば、当初の申し込みと変わったということでは来れないんだなという判断は出来るんですが、まるっきり同じ内容で2回募集してこの結果ということになりますと、ちょっと私の方も、なぜそうなったのかという判断には苦慮いたしております。先ほど申し上げましたようなことが一因ではないかなということも考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それについて事後調査を行うべきではないですかということでお尋ねをしたんですけども、それについてもう一度お願いします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今も申し上げましたように、同じようにやっておりますことから、事後調査は今のところ考えておりません。こういった結果を踏まえて、運営委員会で次年度はどうするのかということを検討していきたいというふうに思っています。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 実際に、何で、その原因がどうあったかというのを、答弁いただいている中でも、こう思いますということはおっしゃっていただけてますけれども、やはりそこは的確につかまないと、今後、保護者の皆さんに対してアンケートを行うのに、実際に子どもの声が反映されているのかどうかということも含めまして、今後どういう形でアンケートをとっていくのがよいのかという点についても、今回の原因を追及しておけば、今後よりよい形でアンケートが行えるのではないかというふうにも思いますし、またそういうふうに子どもの声が聞けていないのであれば、最初にアンケートで申し込みをすると書かれた方の中で、何で実際に参加をされなかったかという理由を書いてもらうということの調査というのは、やはり出来ると思いますし、やっておくべきではないかなというふうに思うんです。

今、教育長、はっきりと考えていないということをおっしゃいましたけれども、それはぜひもう一度考えなおしていただいてアンケートの実施を求めておきたいと思いますが、答弁を求めておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） アンケートの取り方というのは色々あると思います。これについては、真剣に答えていただいていると思うんです、アンケート出していただいていると思うんですが、当初に言いましたように、やっぱり帰りの時間の問題、それから放課後ですから、放課後3時半から5時までの間、そして迎えに来ていただくというような条件もつけさせていただいております。これは、子どもの安全を確保するために、そういう迎えに来るという条件をつけさせていただいてます。そういう条件を満たしている子どもたちが13人ということだろうというふうに思っています。

今も申し上げましたように、この結果について、なぜ来なかったのかというような、そういう理由を聞くまでもないのではないかなという気がいたしてます。私たちは、次

回にもしやるとして、このアンケートをとる場合に、今回のことを十分反省材料にしなが
ら、運営委員会とも内容を詰めて、そして検討していきたい、あるいはアンケートを
とっていききたいというふうに考えてます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 平行線ではあるかと思えますんで、また次のアンケートにも生
かすというふうにおっしゃっていただいていますので、これ以上言いませんけれども、や
はり十分に保護者、また子どもさんの意向を反映させた取り組みをしていくと。

今、冒頭にも申し上げましたが、やはり国の方でこういった形を決めて、言うたら市
町村におりてきているものについて、やはり実際の実施、市町村としても取り組みが難
しいということもあって、なかなか住民要望におこたえ出来ていない部分が、こうした
実際の申し込みの差という形であらわれてきているのかなというのも一つの原因かと思
いますので、そういうことに対して町独自でも改善していく、また要望にこたえていく
という姿勢も持って、この住民意向の調査とあわせて取り組みを進めていっていただ
きたいというふうにお願いをしておきます。

それと、アンケートを見せていただく中で、一番多かったといえますか、どの学校の
どの学年の保護者の方からも、放課後に校庭を開放してほしいという声がありました。
今、斑鳩町としては、実際、自由に校庭を放課後開放するという事は行ってないと思
いますが、これに対しては町はどのように考えているでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子どもたちに自由に開放するということですか。これについ
ては、以前にもそういう要望がございました。そして、子ども会からもそういう要望がご
ざいました。その時には、指導者をしっかりつけていただく場合には学校開放してもよ
ろしいですよということで答弁させていただいたと思うんです。あるいは、申し出され
た方にそういうお話をさせていただきました。しかし、やっぱりその日の指導する方が、
なかなか地域でも確保出来ないのではないかなというふうに思っています。それで来ら
れてないだろうというふうに思っています。

私たちの方は、やっぱり子どもたちを自由に学校で遊ばすということは、色んな危険
がございましたので、勝手に遊べということにはならないというふうに思っております
ので、その辺は、子どもの安全、あるいは行き帰りの事故の問題等もございましたので、し
っかりとやっぱり指導していただく、保護していただく方が同伴でないと、開放すると

いうことは難しいというように思っています。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私も、全国的にインターネットの状況などで見ていますと、今言いました指導者、これは行政として、例えば開放時間2時間であったら2時間で2人の指導員をつけて校庭を放課後開放しているといった取り組みをやっておられるところもありましたので、そうした全国的な実際にやっておられるところの調査研究をぜひ進めていただきたい。今すぐやれるかということ、確かに難しい情勢ではあるかと思imasuので、ただ保護者の要望も強いことから、そうしたことにこたえていけるのであれば、ぜひやっていただきたいと思imasu。それにつきましては、調査研究を、今、お願いしておきたいと思imasuんですが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 行政が指導員をつけて実施したことはござimasu。以前に、週5日制を施行された時に、土曜日に指導員をつけて、そして子どもたちを預かったという経緯がござimasu。それも、1年余りで消えていったと思imasu。だんだん来る子どもが少なくなってきたということもござimasuして、それで、塾とか色んな習い事があるんだらうと思imasuんですが、だんだん少なくなってきた消滅していったという経緯がござimasu。今もそうなんかどうか、これはわかりませんけれども、そういった過去の状況がござimasuので、今のところ特にそうしたことについては考えていないということござimasu。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしましたら、今、答弁いただきましたことも、私も再度ちょっと勉強をさせていただいて、またこの件については、今後質問をさせていただきたいというふうに申し上げておきたいと思imasu。

次に、③番目に書かせていただいております今後の取り組みについてですが、今、試行期間として11月までということで3カ月で行っていただいておりますが、その後の流れですね、どういった形で進められていくのか、お尋ねをしておきたいと思imasu。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 前から申し上げておりますように、この11カ月までの3カ月間しっかりと試行をさせていただいて、そして子どもたちの状況、あるいは指導員の皆さん方のご意見等々を聞かせていただく中で、あるいは学校の状況、学校の考え方、そ

うしたのも聞かせていただく中で、運営委員会の中で十分議論をしていきたいというふうに考えております。その結果、また教育委員会として判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 実際、運営委員会も持っていていただきますので、そこで出された意見というのはやはり重視をしてやっていくべきかというふうに思いますが、この運営委員会は、開催される時期というのはいつごろになるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この11月終了後、一定のまとめをした後になるというふうに思っています。今、日がいつになるかということとはちょっと申し上げられませんが、一応3カ月の試行が終わった後ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そこで一定意見がまとまって今後の方針が出るというふうに私も理解をさせていただいております。

私としましても、この放課後子どもプランの取り組みについては難しい面はありますが、保護者にとって、子どもたちにとって、非常に私はよい取り組みであると。なかなか参加していただけない状況も、なるべくやっぱり改善してたくさんの方に参加していただけるような取り組みにしていくという姿勢でもってやはり町の方も努力をいただきたいというふうに申し上げて、この質問については終わらせていただきます。

次に、4番目の質問ですが、住民基本台帳ネットワークシステムについてということ挙げさせていただいておりますが、いわゆる住基ネットについてですね。この住基ネットについては、導入の際に、国民総背番号制とも呼ばれて、国家が国民を監視するシステムとして使われる可能性があるとの疑問の声が多方面から上がりました。また、個人情報保護の点からも、情報漏れの危険性が指摘されており、以前、実際に、東京の金融業者から突然金を借りろという電話があり、その業者の男は11桁の番号を何度も読み上げ、その人の住基ネットの番号をびたりと言いつつ当てた。その上で、オンラインで調べれば何でもわかるとすごみ、その人の口座番号や家族構成などその業者は言い当てて、その人の口座にお金を振り込むから利子をつけて返せという押し貸しをされそうになった。これについては、即座に口座を凍結して未遂に終わったとのことですが、いわゆるヤミ金業者に情報が流出するといった事件も起こっています。

また、さらに、大きな問題点として、システムを維持していくのに多額の経費が必要だという点です。担当課の方で数字を出していただきましたが、斑鳩町でも、決算ベースで見ますと、平成13年の導入から平成19年までで4,908万8,569円の費用がかかっています。また、カードの発行については、平成15年からスタートしましたが、平成19年までに発行されたカードの枚数は284枚です。計算しますと、1枚当たりにかかっている経費は17万2,847円となり、非常に単価というか経費がかかっている状況だと思います。

これまでも、予算、決算の際にこのことにつきましても問題提起をしてきましたが、この住基ネットの費用対効果について、町はどのように考えておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 住基ネットの費用対効果でございますけども、これにつきましては、今、おっしゃいましたように、1枚当たりの単価が17万2,000円になります。

この住基ネットの活用方法としましては、1つは写真付きのものが公的な証明書として利用が出来ます。それから、もう1つは、税の申告における電子申請に使われる電子証明書の格納媒体としての利用があります。これにつきましては、公的個人認証サービスの利用があります。

これらの電子申請につきましては、自宅で簡単かつ安全に申請出来るというメリットがあります。これらの効果によりまして、カードの交付件数の伸び率としましては、18年度より19年度の実績は、3倍の実績が上がってきたと、このように考えております。

この費用対効果でございますけども、今後、さらに活用をされる住民の方がふえてくるのではないかなと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長がおっしゃっていただきましたように、証明書として、また電子証明書ですか、このことについては、ちょっと深く理解は私してないんですが、こうした証明書になるということも、メリットというか効果の一つであるとは思いますが、しかしそれにしても、それを発行するのにこんだけの維持費がかかってしまっているというのは、やはりかかり過ぎだと思います。また、別の形でこうした証明書等につ

いては発行をして、もっと低い経費で対応が出来るのではないかというふうにも考えます。

これにつきまして、国の方から言われてやっているという要因の強い事業ですが、町の負担も非常に大きい。ですので、これまでも申してきましたが、やはり中止することも含めて制度自体を見直すべきではないかというふうにも考えています。

実際に、東京都の杉並区、国立市、さらには福島県の矢祭町、こういった自治体が現在も住基ネットに接続をしていない。自治体の意志でされていないということなんですから、こうした自治体もあることから、近年、国から交付税が減らされてきており、厳しい財政運営を余儀なくされている。斑鳩町も当然そうですけれども、そんな中で町として財政健全化の取り組みというのは進めていっていますが、その財政健全化の取り組みとしても、この住基ネット、費用のかかり過ぎる問題については、中止も含めて検討をいただきたいと思いますが、今後の取り組みということで、その点についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今後の取り組みということでございますが、この個人情報の機密化の普及により、銀行や公的機関におけます本人確認がますます増加することが起こってきております。現在、税の申告や年金申請、それから旅券の発行等に住基ネットが活用されていることも見通しますと、今後、多目的な利用の可能性が高まります。このように住基ネットが各方面で普及することにより、当町においても今後も、先ほど申しましたように、住基ネットカードのニーズがふえてくることが予想されます。より安全で便利な行政サービスを目指す上でも、やはり住基カードの普及には鋭意努力する必要がありますと考えますが、今現在では、住基カードの廃止等も含めた検討はしておらないし、また廃止することが出来ない、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうした多目的化をしていくということにつきまして、一番最初に申しあげました情報が国によって管理されてしまうという、個人情報をどんどん住基ネットのカードの中に詰め込んでいって、それがやはり国等の行政側によって管理されると。この個人情報がつかまれるという、つかまれるという言い方がええかどうかわかりませんが、その問題と、またそうすることによって流出をします。これ、実際に流出をされているというのが新聞報道でも知らされていますが、そうした問題に

ついでに危険性も指摘をされています。

私、費用の面から、今回、中止をするべきではないかということを申し上げていますが、その点につきましても十分注意をさせていただいていると思いますが、実際に流出しているのも事実です。このこともあわせまして、斑鳩町として、この住基ネットというのは、実際には自治体の裁量というものが大きい事業ではないかというふうに思っていますので、国から言われてやっている事業ですが、やはり中止も含めて、今後、制度の運営については見直しをするということが必要になってくると思っていますので、部長は、今、検討を、そのことについては考えていないというふうに答弁いただきましたが、私としては、やはり、中止をすることも含めてこの制度について検討をしていただきたいということを強く要望しておきたいというふうに思います。

以上で、少し時間は早いですが、私の一般質問につきましては、これで終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、これより通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

最初に、学校のアレルギー疾患に対する取り組みについてであります。現在、環境を取り巻く社会生活の変化を背景に、アレルギー疾患で悩む人がふえ続けております。その中でも、食物アレルギーは先進国を中心に増加しており、特に低年齢時に多く、児童生徒のアレルギー疾患の実態については、社会的に注目され、緊急な対策が求められています。

アレルギー医療の現状を患者の視点から見ると、医療機関を選択する情報がなく、たまたま受診した医師の資質によって医療やその後の生活が大きく左右され、学校生活などで著しい生活の質の格差を生んでいます。また、医療の混乱につけこんだ不適切な民間治療や、いわゆるアトピービジネスに取り込まれる人も後を絶たないことから、学校、

地域などで適切な治療につなげる連携体制が必要と考えております。

具体的には、学校、幼稚園、保育所などの健康診断や、また学校を中心に、疾患を理解し自己管理を可能にする健康教育の実施、さらには医療機関でぜんそく治療を受けているにもかかわらずたびたび呼吸困難の発作を起こしたり、またいつまでも体育の授業に参加出来ない、また学校行事に参加出来ない、医療機関を受診しているにもかかわらずアトピー性皮膚炎が好転しない、憎悪、また軽快を繰り返す、食物アレルギーで食べられるものがほとんどない、食物アレルギーで重い症状、アナフィラキシーを繰り返すなど、適切とは言えない医療を受けている子どもたちを専門医療機関につなげるシステムと、アレルギー疾患のある子どもたちを学校や保育園、また幼稚園でどう支えるかという視点での取り組みが必要と考えます。

平成15年9月議会の一般質問におきまして、アレルギー疾患の現状とその対策について質問をした中で、町のあり方なり取り組みについて一定の答弁をいただいておりますが、あれから3年が経過し、政府においてもアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが、教育委員会、学校などに配布されており、学校現場で実際に適切な指導、対応がなされているのか、今後、学校におけるアレルギー疾患への推進に向けた具体的な取り組みが必要と考えます。

そこで、以上の要旨を踏まえまして2点について質問をさせていただきます。

①番に、アレルギー疾患の有病率の実態。町立学校におけるアレルギー疾患を持つ児童生徒の有病率の実態はどのように把握されているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） アレルギー疾患につきましては、以前にもご質問いただいているところがございます。

全国の状況でございますが、平成19年4月に文部科学省が発表いたしましたアレルギー疾患に関する調査研究報告書というのがございます。これは、16年の6月時点で、公立の小・中・高等学校に所属する児童生徒のアレルギー疾患の有病率でございます。これでは、気管支ぜんそくが5.7%、アトピー性皮膚炎が5.5%、アレルギー性鼻炎が9.2%、アレルギー性結膜炎3.5%、食物アレルギーが2.6%、アナフィラキシーが0.14%であるというふうに発表されています。

斑鳩町での状況でございますが、斑鳩町の小中学校及び幼稚園に在籍するアレルギー疾患を持つ児童生徒、園児ですけれども、最も多いのはアレルギー性鼻炎で236人、

これは8.98%でございます。次いで、アレルギー性結膜炎、これは200人でございます。これは、全体の7.61%でございます。それから、気管支ぜんそくは114人、4.34%でございます。それから、アトピー性皮膚炎が108人で、4.11%、食物アレルギーが86人で3.27%、アナフィラキシーが2人、0.08%ということになっております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、教育長の答弁を聞きますと、以前に私が質問させていただいた時より、アレルギーを持つ児童生徒の率、また全国的に見ましても全体的に増加傾向にあるということはわかります。また、特に当町においては、今、答弁にありましたように、食物アレルギーは、文科省の報告の率より高い率を示しております。学校生活の中で、細心の注意が必要と思われれます。また、最後の方にありましたように、アナフィラキシーということですが、これはハチ、または植物が主な原因で起こる急性アレルギー反応の一つではありますが、場合によっては生命を脅かすおそれがあるということから、今、注目をされているところであります。

そこで、今のアレルギーの実態に対し、児童生徒に対して具体的な対応をどういうふうにされているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） このアレルギー疾患を持つ児童生徒に対します具体的な対応ということでございますけれども、アレルギー疾患を持つ子どもたちへの具体的な対応といたしまして、それぞれのアレルギー疾患による症状、あるいは対応が異なることはもちろん、同じ疾患の子どもであっても、個人によって症状や対応方法が異なってくるといふふうに思っております。

代表的な対応を申し上げますと、アトピー性皮膚炎を持つ児童生徒では、プールの塩素による皮膚炎が悪化する可能性があることから、主治医に診断されている児童生徒は水泳を中止をしています。また、食物アレルギーのある児童に対しましては、必要に応じて保護者に事前に給食の献立を提示いたしまして、食材の内容を把握していただき、その中で食べられない食材がある場合には、代替えの弁当を持参していただいたり、あるいは、例えばその中で卵やゼリーだけを除いて給食を提供したりといったような対応を個々にさせていただいております。

また、アナフィラキシーは、じんましんなどの皮膚症状で、腹痛や嘔吐などの消化器

症状、それから呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現するアレルギー疾患でございます。そして、そのアナフィラキシーの児童に対しましては、保護者から学校への要請に対応しまして、2人のうち1人はアレルギー発作に備えて飲み薬を養護教諭が預かっております。他の1人は、ハチに刺された場合にすぐに救急搬送の対応を行うということで対応をさせていただいているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの答弁で、アレルギーの個々の症状によって対応をさせていただいているということで、安心いたしました。また、アナフィラキシーについては、2人の方がおられるということで、この方に対してもきめ細かい対応をさせていただいているということ。

先ほども申しましたように、アナフィラキシーのアレルギー疾患を持つ児童生徒に対しましては、エピペンという自己注射薬を学校でも使用することが出来るという現在見解が出されております。そのことに対しての学校での対応についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） エピペンの使用についてでございますが、これは本人もしくは保護者がみずから注射する目的でつくられたものでございます。注射のタイミングは、医師から処方される際に、保護者や本人は十分な指導を受けておられるはずでございます。そして、投与のタイミングといたしまして、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状のうちに注射するのが効果的であるというふうにされています。

このアナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、エピペンが手元にありながら症状によっては児童生徒が自己注射出来ない場合も考えられます。エピペンの注射は、法的には医療行為でございまして、医師でない者、あるいは本人と家族以外の第三者が医療行為を反復継続する意図をもって行えば、医師法違反ということになります。しかし、アナフィラキシーの現場に居合わせた教職員が、保護者や救急車が到着するまでの間に緊急措置としてエピペンを、みずから注射出来ない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にはならないというふうに、文部科学省が監修いたしました財団法人日本学校保健会が発行いたしました「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に記述されています。

このような状況を踏まえまして、現在、斑鳩町にはエピペンを学校に持ってきている児童生徒はいない状況でございますが、教職員研修の中で、アナフィラキシーショック

やエピペンについての認識を深めていくことは重要であるというふうに考えております。

また、今後、エピペンを必要とする児童生徒があった場合には、学校が保護者、本人、主治医、学校医等々十分協議を行う上で、学校が対応可能な事項についてあらかじめ確認していくことが必要であるというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後も、エピペンの取り扱いなどアレルギーに対する対応が学校現場において必要となった場合、十分な意識を持って細心の対応をしていただくよう要望しておきます。

次に、②点目の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」についてありますが、これは平成20年4月に発行され、実際は教育関係、学校には5月ぐらいに配布されていると思うんですけども、これを学校現場でどのように取り組み、その推進をされているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 全国的に学校にアレルギー疾患の子どもたちが多く在籍することから、文部科学省が監修いたしまして、財団法人日本学校保健会が発行いたしました、ただいま議員もおっしゃいました「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」というのが、20年の5月に県から当教育委員会の方に配布されております。また、小中学校にも配布されているところでございます。

小中学校では、これまでアレルギー疾患のある児童生徒に対しまして、保護者や主治医、学校医と連携をしながら教育上の配慮を行ってきたところでございます。このガイドラインを活用いたしまして、アレルギー疾患の子どもがより安全安心に学校生活を送ることが出来るように配慮、管理を行っているところでございます。

学校がアレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みを進めていくためには、まず個々の児童生徒の詳細な情報を把握し、教職員が共通理解をした上で学校生活での配慮や管理に生かすことが必要であるというふうに考えております。

このため、すべての小中学校、幼稚園では、入学、あるいは入園時に、全児童生徒・園児を対象に、健康調査票でアレルギー疾患の有無やその症状等について調査を実施いたしまして、必要に応じて個々の保護者本人と話し合いを持ち、例えば水泳やマラソン等の運動制限の配慮、あるいは給食における食材の除去について個別に対応しているところでございます。

次に、アレルギー疾患によって症状が急速に変化し得ることを理解し、日ごろから緊急時の対応への準備を行っていくことが必要というふうに考えております。

特に、アレルギー疾患の中でも、アナフィラキシーは、じんましんや腹痛、あるいは嘔吐、呼吸困難などの症状が複数同時にかつ急激に出現するものでございまして、その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合をアナフィラキシーショックと言いますが、このような場合で、保護者や救急車が到着するまでの間、人工呼吸、AEDの使用などの一時救命措置を行う必要もございまして、各学校、園に対しまして、定期的にAEDを使った救急救命訓練を行うよう指導もいたしているところでございます。また、これからも指導をしていきたいというふうに考えております。

また、アレルギー疾患の児童生徒への取り組みを進めるにあたっては、他の児童生徒からの理解を得ながら進めていく健康教育が重要であると考えております。みんなと違うことが原因で疎外感を感じることがないように、本人や保護者の意向も踏まえながら、発達段階に応じた説明を行っているところでございます。

以上のように対応をしておりますが、今後より一層、各学校や幼稚園においても、教職員の研修を深め、どの学級にもアレルギーの子どもがいるということをすべての教職員が認識した上で、アレルギー疾患は長期にわたり管理を要する側面があると共に、現場によっては生命にかかわるという側面もございまして、学校における教育指導に当たっては、細心の注意を払いながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、答弁にありましたように、ガイドラインは、子どもが安全安心に学校生活を送れるよう配慮、または管理について明記されております。また、その目的は、アレルギー疾患のある子どもたちを学校や保育園、幼稚園で支えるというもので、そういう視点で取り組みを現場に促されたものであります。

また、一方では、医療を受けている子どもたちを専門医機関につなげるシステムが必要であります。保護者からアレルギー専門医の紹介を依頼された場合の対応について、ガイドラインではどのように定めているのか、また学校の対応についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校のアレルギー疾患に対します取り組みのガイドラインには、

保護者からアレルギー専門医の紹介を依頼された場合の対応について記載はございません。アレルギー疾患のある児童生徒に対する教育上の配慮に関しましては、保護者、本人、主治医、学校医と連携することが必要というふうに記載されております。

なお、斑鳩町立学校におきましては、保護者から医療機関の紹介を依頼された場合には、学校医を紹介させていただいております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 学校医を紹介してとのことですが。今後、医療を受けている子どもたちを適切な専門医機関につなげるということが一番問題になってきます。これから、そういった中で、学校医がおられますけども、またその辺を今後見ていただきたいと思っております。

また、冒頭にも申し上げましたように、アレルギー疾患に対する取り組みガイドライン、これが根本になるわけですが、健康教育の充実と教職員の認識も含め実際に適切な指導対応がなされるよう、学校におけるアレルギー疾患への推進に向けた具体的な取り組みをお願いしておきたいと思っております。

次の2番目の質問に入ります。

町営住宅のストック計画の見直しについてであります。本町の住宅供給の状況において、年齢や世帯構成、また所得階層に偏りが見られ、また近年急速に進展している少子高齢化に対応していくため、今後の住宅の供給を積極的に展開していく必要があります。また、相談を受ける中で、住まいに関する悩みがあります。特に、子育て世代や初老の方々から相談が多く、以前より町営住宅に入居したいと要望される方々が急増しております。

しかしながら、住宅入居抽選倍率が高いため、何回も挑戦しても入居出来ない状況にあるため、昨年6月定例会で質問をいたしました。当町の町営住宅ストック計画活用計画の推進を見ますと、昭和28年度に町営住宅の供給が始まり、昭和35年度には9団地124戸を管理。その後管理を進める中、老朽化が進む団地の住環境改善により整理統合し、平成12年度には7団地107戸を管理。このような状況の中で、今後の町営住宅の現状と地域の実情を踏まえ、公営住宅の総合的なストック活用に長期的な視点を加え、平成13年から10年間の具体的なストック活用計画の策定をしております。

公営住宅の供給は、住宅に困窮する方々の居住の安定を図るという役割から住宅的供給が優先され、住環境の質やまちづくりに対しての配慮が必要です。本町の住宅供給の

状況については、年齢や世帯構成、所得階層に偏りが見られており、また急速に進展する少子高齢化に対応していくためには、今後の住宅ストック計画、ストック活用の展開を積極的に図る必要があります。

今回は、昨年6月定例会の質問後の町営住宅ストック計画の見直しと住宅供給の改善状況等についての経過を踏まえて、2点について質問をさせていただきます。

①番、町営住宅の募集及び申し込み状況についてであります。昨年6月定例会の一般質問では、入居抽選倍率が、平成15年は6.5、平成16年が7.5、平成17年が7.5、平成19年度が5月には2倍と10倍と年々高い倍率となっており、ここ5年での平均倍率は6.6倍との報告がありました。あれから1年、現在の入居の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この町営住宅の募集及び申し込み状況について、数字的なことでございますから、建設課長より答弁をさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 加藤建設課長。

○建設課長（加藤保幸君） 町営住宅の募集及び申し込みの状況についてであります。先ほど、過去5年間の入居者の数についてはご存じであるということで、平成19年度の募集について、4月と1月に募集を2回行っておまして、4月には募集戸数3戸に対しまして15名の申し込みがあり、抽選倍率としては5倍でございました。また、1月は、募集戸数3戸につきまして6名の申し込みがあり、抽選倍率として2倍でございました。平成19年度のトータルといたしまして、募集戸数6戸に対しまして21名の申し込みがあり、抽選倍率としては3.5倍でございました。

今、おっしゃられたように、平成19年度6月の議会の一般質問におきまして、平成15年度から平成19年4月までの平均抽選倍率として約6.6倍とご答弁させていただいておりますが、その後に行いました平成20年1月募集を含めると、平成15年度から平成19年度までの過去5年間の平均抽選倍率は、約6倍でございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの報告によりますと、最近の抽選倍率が3.5倍との報告ですが、平成15年から考えると平均倍率が6.0ということで、依然として高い値を示しております。

報告にはなかったんですけども、入居における家族構成についてお伺いいたします。

○建設課長（加藤保幸君） 家族構成と、それから年齢層についてでございますけども、平成19年度の入居申し込み者で申し上げますと、単身が6世帯、夫婦が7世帯、母子家庭が7世帯、夫婦と子どもが1世帯となっております。

また、年齢層につきましては、10歳未満が9名、10代が4名、20代が4名、30代が8名、40代が3名、50代が3名、60代が8名、70代が1名、80代が2名でございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの報告による家族構成なんですけども、聞いてみますと、高齢者の夫婦世帯が7世帯ということ、また母子家庭が同じように7世帯で、年齢においても60から80にかけてが11名とのことですが、依然として行政の支援を必要とする方がおられると。社会的な弱者への対応は、まだまだ必要かなと思います。

そこで、次に②点目の民間賃貸住宅の計画についてであります。今後の町営住宅の供給を考える上で、前回の一般質問で答弁をいただきましたように、民間賃貸住宅の借り上げ、または買い取りといった供給方式も視野に入れ検討もする必要があるとのことでした。その後、どのような検討をされ、また計画が進められているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この民間賃貸住宅を町営住宅に買収して町営住宅化するというものの考え方でございますが、この民間賃貸住宅を町営住宅に買収するということは、まず補助をどのぐらいもらえるかということの検討が必要だと思います。そういうことから、町としては、県住宅課と色々相談をいたしまして、そういう中で町営住宅化をすることは不可能と。

といいますのは、あくまでも住居以外の用途に使用されているものもございますし、また入居者の移転等も色々あります。こういうようなものに対して補償を持っていかねばならない。その補償については補助対象外ですということになりますと、その補償は相当な費用がかさんでくるということでございます。

そういうことで、町といたしましては、民間賃貸住宅を町営住宅化することは、これからも考えていかれないと、このように思っておるわけでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 副町長言われましたように、民間賃貸住宅の借り上げについては、ある程度検討をいただいて、検討いただいたその物件がたまたま店舗付き住宅であったということで、その店舗に対してのまた補償をしていかなければならないということで、大きな予算が伴うことから、また県の住宅課においても、それは規定については外れているということを言われてるんですけど、今後、出来得れば、店舗住宅でない住宅を選定していただいて、その中でまた検討を進めていただければなということで要望しておきます。

また、今後のストック計画なんですけども、これについてはどういうふうにご考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この町営住宅のストック総合計画を樹立いたしました時には、10年間の目標を持って計画を立てております。この中で、この目標で町営住宅を建てていこうという戸数は、150戸を計画いたしました。そういうことで、随時建て替え等を行ってまいりました。現在、建て替えした町営住宅は、87戸になっております。これは、ご存じのように、追手住宅が18戸、長田住宅が48戸、目安北団地が21戸でございます。こういうことになりますと、残っている町営住宅は何戸あるのか。これは、22戸でございます。ただし、入居されているのは18戸でございます。

そういう中で、これからのストック計画を進めていかなければならないわけですが、先ほども課長が申し上げてますように、町営住宅を申し込むという、住宅が困窮している方々が非常に少なくなってきたおる、倍率も少なくなってきたということから、このストック計画をさらに見直しをしなければならないん違うかなと、私はそう思います。ただ、状況を見る中で、この150戸というものが、見直しといっても減らすというのじゃなしに、位置付けをきちっとしてやっていこうということを考えていかなければならないん違うかなと、このように思います。

そういうことで、今現在、町の財政状況は非常に厳しいものがございます。町としても、こういう厳しい中で、今、質問者がおっしゃってますようなストック計画についても、検討をさらに進めてまいりたいと、このように考えてます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、副町長が言われましたように、抽選倍率なんですけども、確かに今年は3.5ということで低くなっております。しかし、それが将来的にそうなくなっていくかということになると、先を見ていかなければならない。それで図っていくと、だんだんまた縮小するという形になってくるんですけども、先を見通した動向もありますから、先ほど申し上げましたように、民間の賃貸の住宅というのは、財政の問題が一番でございますのでなかなか進みにくい問題ではありますが、今後、ストック計画の見直しの中において、そこも検討に、視野に入れていただいて、よろしく願いしておきたいと思っております。

次の3番目の質問に入ります。集中豪雨における安全対策について。

近年、急変する気象による災害が増加傾向にあります。去る7月28日、神戸市の灘区の都賀川で、局地的な集中豪雨による濁流に流され、水遊びをしていた小学生5人が死亡した水難事故は、まさに増加する局地的な豪雨によるものであり、その一因は、地球温暖化の影響によるものであるとも言われております。この河川の水難事故は、水辺で親しむ川沿いの遊歩道などが整備された親水施設で起きました。

近年の河川の状況は、高度成長期ごろまでは、河川の氾濫を抑える治水、利水対策に重点が置かれていましたが、しかし97年に河川法が改正され、環境に配慮した河川整備が盛り込まれて以降、親水施設の設置が全国的に広がりました。ただし、この親水施設についての基準はなく、国も全国的に何カ所あるのか把握してはおりません。

今回の事故を受け、急激な河川増水に対する緊急事態調査が開始されています。地域にあっては、親水施設は憩いの場であり、また河川環境から大切なものであります。今後、安全の確保を前提に、親水と治水のバランスをどう考えるのか、また警報システムの整備や急激な天候の変化に対する広報体制の強化が課題となります。

そこで、以上の要旨を踏まえ、2点について質問をさせていただきます。

①点目、急激な河川増水に対する緊急実態調査について。先ほども述べましたように、今回の水難事故により、各自治体にある親水施設、散歩道等の調査が開始されていると聞いております。どのような実態調査が行われたのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 河川増水に対する緊急実態調査についての質問でございます。

国土交通省におきまして、平成19年6月に、雨量情報の提供、急な増水に対応するため、河川利用者への啓発活動などをまとめた「急な増水による河川水難事故防止アク

シヨンプラン」を策定されました。全国の河川管理者に周知をされておりましたが、今回の兵庫県神戸市の都賀川、先ほども質問者がおっしゃっておられます都賀川の水難事故を踏まえて、各都道府県に対して、平成20年7月29日付で再通知されたところがあります。あわせて、今回、急な増水に対する対応方針を検討するため、親水空間の状況、急な増水に対する安全対策に関する調査を実施されております。

調査内容につきましては、親水空間の有無、河川の流域面積・延長・管理区間や河川での過去の事故概要、警報装置・啓発看板の設置状況などの調査が実施されております。

今後、調査結果を取りまとめ、今回の水難事故状況調査とあわせまして、対応方針の取りまとめをされると確認をしております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今回の水難事故を受けて、県としてはどのような対策をとられたのか。また、町内の竜田公園、また富雄川における安全対策がされたかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） この対策について、県及び斑鳩町の対応でございますが、県におきまして、7月28日の兵庫県神戸市都賀川の水難事故を受けまして、県が管理されている公園、遊歩道、せせらぎ広場などの施設におきまして、急な増水が想像される場所を中心として啓発看板を設置され、安全対策を行われております。

また、斑鳩町内では、現在、竜田公園及び富雄川河川敷の目安地区におきまして、県が管理されている施設に看板の設置をされております。引き続き、県が管理されている施設や山間部で日常的に多くの方が利用される施設等につきましても、設置の計画をされていると聞いております。

さらに、県の出前講座や各種イベントにおきまして、集中豪雨による河川の危険性についての呼びかけなど、今年度から実施に向け検討をされているところであります。

町といたしましても、広報紙等によりまして、安全対策について記載し、注意を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 水難事故を受けてすぐに安全対策に対応していただいたということでの報告でありますけれども、今後の調査結果を踏まえて、町として適切な対応をお

願いしておきたいと思います。

次に、②点目の局地的な豪雨に向けた万全な安全対策についてでございますが、大雨の頻度は今後引き続き起こることから、河川の氾濫による周辺地域の安全確保が必要です。そのためには、水害から避難・救助対策や、また観測・広報体制の強化が求められております。当町においてもその体制はとられていますが、昨今の局地的な豪雨の威力は増すばかりで、それに対する万全な体制が必要であります。町としての見解をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 局地的な集中豪雨に向けた体制についての質問でございます。

全国各地で1時間当たり史上最多の降雨量が観測されるなど、局地的な豪雨により、神戸市の都賀川や東京都豊島区の下水マンホール内の急激な増水により、10名の方がお亡くなりになっております。

また、先月28日から29日、そして昨日岐阜市の方におきましても、大きなゲリラ的な雨を集中豪雨として受けたところでございます。この29日でしたか、愛知県の岡崎市において、1時間当たりの降雨量147ミリを記録しております。この147ミリの雨というのは、考えられない大きな豪雨でございます。こういうことが、これからもこの異常気象の中で各地に降ってくるということも予想されます。こういう中でも、2人の方がお亡くなりになっているわけでございます。全国各地にこうした大きな被害をもたらしております。

こうした大きな被害をもたらすこの原因ですね、先ほどもちょっと言いましたように、やはり温暖化に伴う積乱雲の発達による激しい気象現象によるものと、こういうことを言われておるわけでございます。大雨のほか突風もございます。落雷などの現象もあわせて観測されております。

ただ、こうした気象現象をもたらす積乱雲の規模は数キロ程度であることから、現在の気象観測体制では、予測が非常に困難であると言われていたところでございます。都市災害の専門家の方々が色々な対策について論評されておるわけでございますが、それを聞く中では、非常に予想することは難しいなということも私も感じたところでございます。

こうしたことから、気象庁におきましては、8月の15日より、局地的な大雨に対する対処として、雷の発生が予想される気象状況下において、突発的な雨の強まりへの注

意喚起として、雷注意報発令時での突発的な雨の強まりに関する情報提供を行う対策を講じられたところでございます。

本町におきましては、これまでも気象情報や河川水防警報等の情報をはじめ各種の情報収集の把握に努め、その状況に応じた体制をとっているところでございます。

具体的に申し上げますと、1つといたしまして、大雨や洪水注意報が発令され、被害の発生するおそれがあり、警戒を必要とする場合は、1号警戒配備として、総務課及び都市建設部の職員約40名体制で取り組みます。2つといたしまして、大雨洪水警報、水防警報第2段が発令された場合は、第2号警戒配備として、全課の職員のうち約70名の体制で取り組みをいたします。3つとして、警報発令中に災害の発生が予想される、または局地的な災害が発生した場合は、災害対策本部1号動員として、全課の職員のうち約120名体制で取り組みます。4つとして、相当規模の災害の発生が予想される、また発生した場合は、災害対策本部2号動員として、全職員200名体制とし、その状況に合わせて対応を行うこととしております。これはすべて、斑鳩町防災計画に定めておるところでございます。

また、こうした状況下におきましては、各河川等における張り付け警戒をはじめ町内の巡回警戒を行うことにより、災害発生の未然防止、被害の拡大防止に努めているところでございます。

今後におきましても、十二分に気象状況等の把握に努め、万全の体制を期してまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 住民の安全確保のために、自治会と住民との連携、また行政の対応をどのようにしているのかということでお聞きしたかったんですけども、ちょっと時間がございませんので、いずれにしても、昨今の集中豪雨による災害は、予想もつかない形で地域に多くの被害をもたらしております。今後も、支援体制の強化と共に、現在策定中の避難支援プランもございますので、早急に作成していただけるよう要望しておきます。

次に、4番目の子育て支援についてでございますが、現在、日本の男女の多くが、子育てに対して、働くことの両立や、また経済面で不安を強く持っております。少子化対策の基本は、子どもを産み育てることへの不安感を可能な限り取り除くことが必要であ

ります。そのためには、喜んで子どもを産み育てられるような社会条件を整えることが求められております。少子化をとめるには、即効薬も特効薬もございません。一つ一つのことを着実に進めていく取り組みが必要であります。

当町においても、子育ての環境の整備、地域がどのようにして子育てを支え育んでいるのか、課題がたくさんあります。また、その実現のために、次世代育成支援行動計画をもとに、子育て支援事業に取り組んでいただいております。

そこで、以上のことを踏まえて3点について質問させていただきます。

まず①点目の、企業の協賛における子育て支援の取り組みについてであります。現在、子育て中の家庭の負担を軽減しようと、買い物や、また施設を利用する際に、料金割引や得点を受けられるサービスを提供する自治体が広がっております。次世代育成支援計画の中に、子育てをまちづくりで支援するため、各種団体、事業所、また企業等への連携、支援の強化を図るとのことですが、これにつきましては、平成18年の6月定例会において質問し、一定の答弁はしていただいておりますが、その後の状況についてどのようになっているのか、県内における4つのグループの登録数と町内の登録数、また、なららちゃんカードの交付数を含めてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、奈良県では、結婚ワクワクこどもすくすく県民会議が、様々な分野・地域で子育てを応援する企業、店舗、NPO等を団員とする「なら子育て応援団」を設立しています。設立当初は、先ほど質問者もおっしゃいましたように、4つのグループでございましたが、現在では1つふえて5つとなっております。

まず1つ目、子育て家庭応援隊ですが、これにつきましては、店舗内にベビーコーナーや授乳室、またお湯のサービス等の子育て家族にやさしい設備や各種サービスを提供する企業が、現在315社となっております。

次に、多子世帯応援隊でございますが、これは18歳未満のお子さんが3人以上いる家庭に対し、商品代金の割引サービスや入場料の減免などの経済的支援サービスを提供するため、なららちゃんカードを発行しております。このカードを使用出来る企業は、現在441社あり、支店を含め918店舗の登録がされているところであります。

また、3つ目、従業員家庭応援隊ですが、育児休業制度や勤務時間の短縮制度の充実、子どもの病気等緊急時の対応等、企業や事業所において従業員の子育てを応援する企業

ですが、現在16社登録されております。

次に、4つ目、地域子育て応援隊ですが、これは子育て相談や託児支援、交流活動、子育て支援情報の提供を行うなど、地域で様々な子育てを応援活動するNPOの団体です。現在では、105団体となっています。

5つ目に、去年の10月末から新たに出来ておりますあかちゃん応援隊でございます。妊産婦や乳幼児を養育する家庭に対して経済的なサービスを提供するため、商品代金や入場料等の割引に利用出来るあかちゃん・ならカードを母子手帳交付時に発行しております。この交付対象者は、去年の4月から母子手帳の交付を受けた方が対象であります。約1,500人のお母さんに既に発行をしております。

また、ならちゃんカードは、役場では福祉課の方で発行、先ほど言いましたあかちゃん・ならカードは健康対策課で発行しており、2年間の有効期間となっております。ならちゃんカードにつきましては、7月末現在では、斑鳩町では162世帯に発行をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 2年前と比較をしますと、今の報告では、応援隊のグループも1つふえてますし、協力する企業、団体も数倍増加していると。また、カードの発行枚数もそれに伴ってふえております。子育て支援に対する認識が、地域にだんだん浸透してきたかなと思います。

そこで、現在、多子世帯応援隊について、斑鳩町内の登録団体は何団体あるのか、また支援の願いはどのような状況になっているか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在、斑鳩町では、多子世帯応援隊は9団体の登録があります。また、子育て応援団の企業参加につきましては、町商工会等にも働きかけ、登録をしていただけるよう努力をしているところであります。今後も、より多くの企業に参加いただけるようお願いをしまいたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 以前2団体であったのが9団体にふえたということで、努力はしていただいているということで、また今後も、未来を担う子どもたちの成長や、また子育て家庭を応援するため、行政、企業、また地域が一体となって子育ての環境づくり

の場を積極的に展開していただくようお願いしておきます。

次に、②点目の妊婦健診の状況と公費負担についてであります。これに関しましては、昨年3月、また9月の定例会におきまして一般質問をし、その取り組みの状況と妊婦健診の公費負担については、その結果1回から5回に拡大するなど、少子化対策に積極的に働きかけをしていただいております。

現在、厚労省においても、今後公費負担14回にすることが望ましいということで、以前にも言われてました。その動きにつきましては、これから国の方が検討をされ、拡大する方向でということでは聞いております。ただ、現時点においては、それがはっきり決まってないということで、またこれにつきましては、12月の定例会においても一般質問をさせていただきます。

昨今の子育てに係る経済的負担や妊婦を取り巻く環境は本当に厳しく、たくさん課題があるんですけども、公費負担の拡大後の妊婦健診の状況と今後の公費負担の見解について伺いたします。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 飯高議員のご質問でございますけども、朝から木澤議員からもご質問を受けまして、8月末現在で妊婦届出を出された方は103名で、受診請求は155件となっております。

今回の公費負担の拡大によって、経済的な負担が軽減されたと。特に1回から5回になりましたから、そういう関係では、公費負担が1回であったのが、第2子以降のお子さんにもそういうものが開かれたということで、非常に喜んでいただいております。

そういうことで、今、国の方も、舛添大臣の方から、厚生労働省としても、出来るだけ、14回程度を実施するということが言われておりますけれども、まだ決定したことは何も町の方にも連絡ございませんけども、いずれにいたしましてもこういうことが二度と起こってはいけない。やはり大淀町立病院で起こった事件から、やっぱり国を動かすというのか、やっぱり、今、一番大事な子どもさんのことでございますから、我々にとっても、こういう生命をいかに大事に育てていくかということで、出来る限り努力をしてみたいということで、また国からそういう要綱等が参り次第、我々としては検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいま報告がありましたように、公費負担の拡大により、良

好な受診状況となっているということがわかりました。今後もよろしくお願ひいたします。

また、妊婦一般健康診査の内容についてなんですが、一定の検査項目で実施されているとは思いますが、最近、成人T細胞白血病H T L V - 1というウイルスの検査の必要性が指摘されておりますが、現在、検査項目に含まれているのかどうか、お願ひいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 当町におきましては、今年度から妊婦一般健康診査の検査内容として、従来の検査項目にC型肝炎抗体検査を新たに加え実施しておりますが、ご質問の成人T細胞白血病H T L V - 1ウイルスの検査項目については、含まれておりません。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） このウイルスに感染することによって、排尿、また歩行障害といった病気が引き起こされることがありますので、今後、県や、また国の動向、また健診の状況等を把握しながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、③点目の赤ちゃん駅の設置についてであります。赤ちゃんを連れて外出した場合に大変なのは、おむつ替えや授乳などが出来る場所を見つけることです。

そこで、安心して赤ちゃんと一緒に外出できるようにと、おむつ替えや授乳の際に、立ち寄って利用出来る赤ちゃん駅などを設置する自治体がふえてきております。親が子どもと一緒に安心して外出できるように配慮すると共に、子育て家庭の孤立化を防ぐ目的として、また子どもの休息、気分転換の場としても利用できることから、安心して外出できます。今後、授乳、おむつ替えの場所の提供の環境が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 乳幼児を抱える保護者の皆さんが、外出時に授乳、おむつ替えのため立ち寄られる場所として、子育て家庭応援隊として登録が認定をされております。事業所には、県子育て家庭サポートセンターから、シンボルマークのステッカーの交付がされております。また、登録された事業所には、子育てにやさしい店として独自でPRが可能となっております。また、県子育て家庭サポートセンターでは、ホームページでなら子育て応援団として紹介もされ、イメージアップにもなっております。

そういったことで、この赤ちゃん駅につきましては、子どもを産み育てやすい環境づくりの推進ということで、今後、推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 母子が立ち寄りやすい店舗や、そのような場所については、子育て応援隊に赤ちゃん駅の設置に協力を得るようお願いするとしても、公共施設における赤ちゃん駅の設置については、次世代育成支援行動計画の中で、授乳室、またベビーベッドの設置に努めるよう明記されております。現在、どの程度設置されているのか伺います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 役場庁舎におきましては、そういったおむつ取り替え用のベッドの設備はございませんけども、窓口にて申し出をいただきましたら、授乳等が出来る場所を提供させていただいているところであります。

また、いかるがホールにつきましては、おむつ取り替えベッドは男女トイレの中に設置をしております。授乳室は設置しておりませんが、窓口で申し出がありましたら、授乳等が出来る場所をいかるがホールも提供させていただいております。

また、中央公民館におきましては、託児所がございます。西・東公民館にはない状況であります。

生き生きプラザ斑鳩につきましては、多目的トイレにベッドを設置しております。また、子育てルームには、授乳室も設けさせていただいており、ベビーベッドも設置をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいまの報告では、正規の授乳室、またおむつ替えのベッドがセットされていないというような状況にあります。今後、必要なところに設置していただくよう要望しておきます。

次に、最後の5番目の質問でございますが、時間も迫っておりますので、平城遷都1300年祭での県内市町村の取り組みということで質問をさせていただくんですが、今後、これにつきましては、斑鳩町は再来年の1月から4月にかけて、シンボルイベントに向けたことで催しがされます。今現在、運営会議が開催されておりますので、今回はそのことについて、いままでの経緯もちょっと質問したいということで挙げました。ま

た次の機会において質問させていただきますので、よろしく願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。本日はご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

続いて、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） それでは、私の一般質問をさせていただきます。

まず、今回も放課後子どもプランの運営に関することについてなんですけれども、午前中同じような一般質問がありましたので、答弁は重なるかとは思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

今年度の現時点での放課後子どもプランの参加児童数と、またその参加児童数についての運営委員会やボランティアの方々の反応についてお聞きしたいのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 放課後子ども教室の件でございますが、この募集につきまして、各小学校の4年生から6年生を対象といたしまして、平成20年の5月27日から6月30日の約1カ月間の募集をいたしました。その結果、斑鳩小学校で3名、西小学校で4名、斑鳩東小学校で6名の計13名という状況でございます。

この応募人数の中で運営委員会を開催いたしましたところ、このように少ない人数で実施する必要はあるのかと、そういった意見も出てまいりました。本年度は当初の予想と異なる大変少ない人数ではございますけれども、試行という立場から、少ない人数でスタートしていこうということになったわけでございます。実施して、問題があれば、その都度対応をしていくとなっております。

今後につきましては、放課後子ども教室の実施結果に基づきまして、11月ごろに第3回目の運営委員会を開催いたしまして、次年度のあり方も含めて最終的な結論を出すことといたしております。9月から、放課後子ども教室を試験的に実施していくこととなっております。

先ほども申し上げましたように、9月3日に第1回を実施させていただきまして、小林議員も現地をご視察いただいたというふうに聞いておりますが、東小学校で申し込みから1人欠席したという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） その参加児童の中に、放課後児童クラブの方から放課後子ども教

室に移った児童についてお聞きしたいんですけれども、その方は、いますかね、子どもは。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 放課後児童クラブからこちらの方に移ってきたという子どもはおりません。ただ、昨日実施している中で、興味を持ってみていたという子どもがその中にいるようでございますが、メンバーとして入っている子どもはおらないということでございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 放課後子どもプランの事前アンケートの結果を見せていただくと、少しは移るのではないかというふうに私もちょっと期待してたんですけれども、なかなかそういうふうにはいかなかったようなんでちょっと残念ですけれども、放課後子どもプランへの参加人数が、おっしゃったように少なく、また今後、これから来年度に向けて放課後子どもプランはどのようになるのかと、またどっちの方向へいくのかとちょっと心配しておりましたけれども、8月26日の保護者説明会での雰囲気では、指導員と保護者の方が、意欲的にと申しますか前向きな意見が多く、その場の意向を受けて、事務局側も、当初は保護者の方にはどうしますかというふうに投げかけておられましたけれども、その意向を受けて試行すると舵を切ったことに本年度は安心いたしました。

そして、9月の3日の、昨日ですよ、第1回目の教室が開催されて、指導員のもと子どもたちが楽しく交遊活動をしていましたので、まずは子どもたちが安心して遊べる、安全な居場所づくりが、斑鳩町内の中で、地域住民との交流の場としての斑鳩町の新たな取り組みが始まったことを、昨日はうれしく思いました。また、この場をおかりしまして、関係者の方々に感謝を申し上げたいと思います。

しかし、今、おっしゃっていただいたように、参加人数が現時点ではちょっと少ないというふうに思いますので、もう少し参加人数をふやしていただきたいと考えているんですけれども、今後はどのように新たな参加者を募る予定か、お聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） これは、前回の議会でもご質問あったと思いますが、追加募集は今のところ考えておりません。ただ、今も申し上げましたように、実施する中でやっぱり興味を持つ子どもたちもいるのではないかというふうには思っております。そうした場合には、そういう希望者があれば、どんどんその中に入れていただくということは考

えておまして、今のところ、改めて募集をしようという考えには至っておりません。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 今、おっしゃっていただいたように、学童保育の子どもたちが、昨日は体育館の外から放課後子どもプランの活動の様子をのぞいている場面もありましたので、ぱっと見て、私も小学4年生ぐらいかなあと思いましたので声をかけようかと思ったんですけども、どうやら学童保育の保険とこの子ども教室の保険とはまた別で、また色々な問題があるということなので、ちょっとそれはやめましたし、また学童保育からの方からも来ていただくというのはなかなか難しいのかなというふうに思っていましたので、それでもやはり子どもたちは、知らない遊びや、やっぱり同世代の子どもたちが楽しく遊んでいると、どうしても興味があると思いますので、また今後参加人数をふやす努力を理事者側の方にさせていただきたいというふうに要望して、次の質問に移らせていただきます。

次に、放課後児童クラブについて質問なんですけれども、前回の6月議会で違う議員の方が放課後児童クラブについて一般質問をいたしましたので、その現状と課題については把握させてはいただきましたけれども、ちょっとこの質問の順番を入れ替えまして、確認のため先に、平成20年度の学童保育の補助金は国の方から幾らもらっているのか、確認させていただきますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 平成20年度の放課後児童対策事業費県補助金につきましてですが、学童保育運営に係る経費から保護者の皆様から徴収いたします学童保育使用料を差し引いた金額と、放課後児童健全育成事業運営費における斑鳩町の基準額、これは1,053万2,000円となっておりますが、この基準額を比較して、少ない方の金額に3分の2を乗じて補助金額を決定することになります。

この算定方法から、平成20年度の予算につきましては、学童保育運営費1,788万2,000円から、学童保育の使用料、保護者の皆様から徴収します学童保育の使用料1,291万2,000円を差し引いた額が497万円となります。この497万に対して3分の2を乗じて得た額、すなわち331万円が県補助金となっております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） その補助金331万円を受け取るために既存施設の、前回の議会

で設備改築、新築を平成21年度へ向けて検討課題とすると答弁していただきましたけれども、今の段階で具体的な案はあるのかと、またその案を、結果を保護者の方にただ説明して了解していただくだけなのか、それとも今年度の検討を21年度へ向けての、検討の段階から、保護者の方も忙しいと思いますけれども、加わって検討していただくのか、保護者の意見をどのように入れて検討をしていくのか、お聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 活動内容についての検討ということでございますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 前回の議会で補助金をもらうために施設の改築、新築、増築なりを検討をしていきますというふうに答弁いただきましたので、その答弁についてさらに具体的な案が21年度に向けて出来たのか、またその案の中には保護者の意見が入っているのか、お聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 学童保育室の修繕のことだと思いますけれども、これにつきましては、補助金も含まれました予算の中で、今、修理を行っていかうと考えております。

なお、保護者のご意見ということでございますが、これも要望がございまして、要望が出てきた内容につきましては、種々検討をいたしまして盛り込むように努力をしているところでございます。

具体的にその修繕内容につきましてはの話は、これから検討をしていくというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 現段階での答弁は、やはりそのようになるのかなと思ってはいましたけれども、あえて質問させていただきました。

今の学童保育を実際に見させていただきまして、東の学童保育は昭和63年度から大分たちますんでね、やはり薄い壁ですよ。昔の建物ですんで、やはり下の方は、足元の方は湿気で内装が傷んでいる。やっぱりぼろぼろみたいな状態ですし、今、問題になっている耐震、地震が来たらどうなるのかなという心配も、多分保護者の方らもしてると思うんですよ。

そういうふうな中で、私は別に改築、新築に反対しているわけではないんですけれども、やはり平成21年度へ向けてじっくり保護者やら指導員の方々の意見をお聞きして、子どもたちにとってやっぱり、お金の面ではなく子どもたちにとって一番いい方法をとっていただくようにこの件に関しましては要望して、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問になるんですけれども、前回の答弁で、放課後児童クラブについても放課後子ども教室に対しても、やはり教育委員会の方から空き教室はないというふうにご答弁いただきましたけれども、その答弁についてなんですけれども、①の質問に移らせていただきます。それでは、放課後の図書館やパソコン教室等の特別教室の使用状況について、お聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 小学校の特別教室の利用状況ということで、特に図書室とパソコン教室の使用状況についてご質問でございます。

図書室につきましては、児童の調べ学習等によりまして図書室の利用はございます。これは、授業時間中ということでございます。授業時間中、あるいは放課後、そうした金曜日のクラブ活動、そういったところでも利用をされております。これも、大体下校時間までの授業時間の中に入っている内容でございます。そうした利用を図書館でもやっておりますし、またパソコン教室につきましても、同じような方法で子どもたちが利用をいたしております。したがって、放課後は原則的に、図書室、あるいはパソコン教室の子どもたちの利用はいたしておりません。

ただ、先生方がやっぱり、明日の授業等々の教材研究、あるいは作品の整理、あるいは教材研究のための図書室での調べ学習とか研究というようなことは、放課後先生方はやっておりますけれども、子どもたちが直接こうした教室を使うということとはございません。

○議長（中川靖広君） 2番、小林議員。

○2番（小林 誠君） 私からしますと、教育関係以外の者からいたしますと、そういうふうな内容でしたら、それを空き教室として納得出来ない部分もありますし、また高いリース料金を毎月払っているような部屋もありますんで、そういう部屋はある意味もつたいないというふうにも思いますし、学校教材以外のものを置いている、一部災害用の備蓄品も置いてありましたけれども、それはごく一部の量でしたんで、そういうある意味ちょっと空き教室として納得出来ない思いがありましたので今回質問させていただ

たんですけれども、これが、先ほどの話に戻りまして、学童保育の今後の21年度の検討の中に改築、新築というのがありますけれども、やはりこれは恒例になると高額な工事費になりますんでね、幾ら3分の2が県と国の補助、3分の1が町の持ち出しといっても、やはり3分の1も町の持ち出しがあるんでしたら、やはり予算を審議する議員としては、まずは既存の施設での運用が出来ないのかということをもう一度検討していただきたい。そして、その検討内容を教えていただいて、どうしても、今回これに関しましては学童保育なんですけれども、学童保育は既存の施設は運用出来ませんという答弁をいただきましたら、私も納得して予算に賛成出来るのかなというふうに思いましたので、一般質問させていただきました。

また、もう一つ、いつも放課後子ども教室に対しても、空き教室がないというふうにご答弁いただいておりますけれども、学童保育で週6回、確かに難しいかなというのがありますけれども、週1回、2回でも放課後子どもプランに対して空き教室というかその部屋を提供していただくことが出来ますと、やはり今年度とはまた違った事業内容を来年度は実施することが出来る。また、来年度と違う実施内容で、今年度はこれどれ見ても体育館しか借りてませんので、空き教室、空き部屋、室内の部屋を借り入れますと、またそれは学習関係の事業も出来るのかなというふうに思っていますので、まだ確かに現段階ではそこまで、斑鳩町に今までそういう土台が、仕組みがなかったんで、今年、来年、さあどうかと言ったら、無理かとは思いますが、またそういう事業に対しても将来的な可能性に対して、空き部屋というかあいているお部屋を貸していただきたいというふうに思っております。

また、そういうふうにあいた部屋をお借りすることによって、やはり今度の保護者に対する放課後子どもプランのアンケートについても新しい項目で、もしも学習関係の教室を開催されたら行きますかということになったら、またそれは違う結果も出てくるのかなと思いますので、だから子どもたちのために学童保育の可能性、放課後子どもプランの可能性のこれからのためにも、やはり空き部屋の提供を教育委員会の方をお願いして、今回の一般質問の要望といたします。要望だけでいいんですけどもね、またないと言われたら困りますので。

また、空き教室については、私も調査研究して行って、その結果をまた教育委員長の方とも相談して、今後の斑鳩町の発展に努めてまいりたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

午後2時35分まで休憩いたします。

（午後2時15分 休憩）

（午後2時35分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、8番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まず1つ目の公金の不正支出ですが、質問の前段として、なぜ私が公金の不正支出の返還訴訟をしたのか、簡単に説明をさせていただきます。

私は町議会議員として、今から8年前の平成12年8月に、峨瀬自治会員の宮本勝吉氏から、町有地に峨瀬自治会集会所の基礎工事をしている、調べてとめてほしいとの内部告発を受け、峨瀬自治会集会所建設に伴う町有地の無償譲渡及び集会所補助金の交付について、平成12年9月議会から約4年、あらゆる角度から追及し、町有地の財産処分は、斑鳩町財産規則に基づき、適正価格で有償譲渡した上で集会所補助金を交付すべきだと今も確信しています。

ところが、小城町長の事務執行の失態を指摘することもなく、平成15年9月25日の本会議で、峨瀬自治会に町有地約75坪1,800万円相当を無償譲渡した上、集会所補助金を交付することは問題ないと判断した多数の議員で可決され、公金から約1,800万円相当の町有地代金と1,891万3,000円の集会所補助金、約4,000万円の不正支出を行ったのです。

私は町民から選挙で負託された議員として、このような公金の不正を容認することが出来ず、まず町監査委員に住民監査請求をしましたが、町監査委員も問題あらずとして棄却しました。

そこで、私は、条例や要綱に基づかない公金の不正支出を町へ返還させるため、また法や条例等に基づき監査する議員の責務をたすために、平成16年6月奈良地裁に提訴したのです。

そこで、改めて小城町長に質問いたします。

まず①つ目の、奈良地裁で町が勝訴した理由を教えてください。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

- 総務部長（池田善紀君）　まず、奈良地方裁判所における判決は、町が行った峨瀬自治会集会所建設に伴う一連の事務手続等について、すべて適法であると判断されたものでございます。
- 議長（中川靖広君）　８番、西谷議員。
- ８番（西谷剛周君）　それでは、②つ目ですが、大阪高裁で町が逆転敗訴した理由は、何ですか。
- 議長（中川靖広君）　池田総務部長。
- 総務部長（池田善紀君）　大阪高等裁判所での判決は、土地の無償譲渡と補助金交付が違法と判断されたものでございます。
- 議長（中川靖広君）　８番、西谷議員。
- ８番（西谷剛周君）　それでは、最高裁に小城町長が上告した理由を教えてください。
- 議長（中川靖広君）　池田総務部長。
- 総務部長（池田善紀君）　本件に伴います無償譲渡につきましては、地方自治法第２３条の第２項、財産の管理及び処分でございます、及び同法第９６条第１項第６号、議決事件でございます、のみが適用される適法な行為でございます、同法２３２条の２、公益上必要がある場合は寄附または補助できるは適用されないこと。また、本件補助金交付と本件無償譲渡は別々の法的根拠による別個の適法な手続であることから、大阪高等裁判所の判決の破棄を求めまして上告したものでございます。
- 議長（中川靖広君）　８番、西谷議員。
- ８番（西谷剛周君）　私は、奈良地裁の、町有地の無償譲渡及び集会所補助金の交付は、議会の承認を得たから問題ないとの判決で敗訴いたしました。このたびの大阪高裁での逆転勝訴は、幾ら議会が承認しても、その内容が条例や要綱に違反しているとの判決をいただき、今日まで町民のために公金の不正支出を追及してきた議員活動が報われた瞬間でした。
- 議会の議決は、法や条例に基づき正しく判断する議員の数の力であるものと立証出来たことは、今後の政治活動の大きな糧となりました。町民皆さんから選挙で選ばれた我々議員は、町行政が公平公正であるのか監視することを託されているのです。町議会が公金の不正を防止していれば、住民の方々や議員の私が裁判をする必要はないのです。
- いずれにしても、峨瀬自治会集会所建設にかかわる公金の不正支出は、最高裁の判決で明らかになりますが、その結果を待ちたいと思います。

それでは、2番目の後期高齢者医療制度による年金受給者の実態について質問いたします。

戦後の焼け野が原から経済大国日本の礎として一生懸命働いてこられた後期高齢者に対し、年金から有無を言わず保険料を取る国の姿勢にはあきれざるばかりで、一日も早く国会を解散して国民に信を問うてもらいたいと思います。

そこで、今年の4月から導入された、75歳以上の後期高齢者が年金から保険料を天引きされていますが、年間80万円以下の年金受給者というのは、斑鳩町で何人ぐらいおられるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 80万円以下の住民の方の数ということではわかりませんが、これは県の広域連合の方で出しております後期高齢者医療に係ります所得の分布状況というのがございまして、その数値から申し上げますと、これは去年の11月現在の数字でございしますが、構成比率が54.3%でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 例えば、基礎年金80万円以下の独居老人が生活していくことは大変なことではないかなと思うんですが、そういう老人に対して救済するようなそういう施策というのはあるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 後期高齢者医療の関係でございしますが、年金受給者で、今おっしゃいます80万以下の方につきましては、軽減がございます。独居老人でございすると、お一人の方でございすると、本来は7割軽減があるわけでございますが、当初は、8割5分軽減と今年度はなる予定でございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 私が一般質問の通告をした後ぐらいに、政府公報の中で、今、私が心配しているようなことが書かれておりましたので、一応安心いたしました。

そこで、次に移りたいと思うんですが、3番目のごみ行政の実態について質問をいたします。

斑鳩町では、財政難の折、ごみ処理費を軽減するために、分ければ資源、混ぜればごみと町民に打ち出し、ごみ分別収集を実施し、町民皆さんにもごみ処理費の一部を負担

してもらうために、町指定ごみ袋のうち、可燃・不燃ごみ袋代金を有料としています。

そこで、ごみ分別収集を実施して8年になるんですが、過去5年間の各ごみの推移、どの程度、可燃、不燃、瓶、缶、ペットボトル、プラスチックのごみの量が推移しているのか、その辺の数字をまず聞かしてください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） それでは、ごみ種類別ごとに過去5年間の排出量をお答えさせていただきます。

まず、可燃ごみは、平成19年度6,113.11トン、平成18年度6,109.05トン、17年度5,855.54トン、16年度6,106.48トン、15年度6,262.94トンでございます。

不燃ごみは、平成19年度470.73トン、18年度519.86トン、17年度479.39トン、16年度496.18トン、15年度600.04トンでございます。

粗大ごみは、19年度133.94トン、18年度135.69トン、17年度145.82トン、16年度130.54トン、15年度136.06トンでございます。

有害・危険なごみですが、19年度は6.32トン、18年度7.75トン、17年度8.37トン、16年度8.51トン、15年度は7.96トンでございます。

次に、資源ごみでございます。その中で、その他プラスチック類でございますが、これにつきましては、平成17年度10月以前はビニールごみとして処理しており、それぞれの排出量は、平成19年度509.25トン、18年度523.53トン、平成17年度、これはビニールごみが274.34トン、その他プラスチック類が256.94トン、合計で531.28トン、平成16年度531.38トン、15年度は535.36トンでございます。

瓶類、缶類は、平成19年度は259.72トン、平成18年度262.08トン、17年度は261.03トン、16年度は278.21トン、15年度は301.02トンでございます。

ペットボトルは、19年度は51.22トン、18年度49.15トン、17年度42.75トン、16年度38.06トン、15年度37.90トンでございます。

食品トレーにつきましては、19年度1.01トン、18年度0.96トン、17年度0.85トン、16年度0.64トン、15年度0.62トンでございます。

事業系一般廃棄物の排出量の推移ですが、19年度排出量は2,000.33トン、18年度は1,932.80トン、17年度1,649.53トン、16年度1,711.15トン、15年度1,876.32トンでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 実際にこの推移を見てますと、可燃物が、17年、18年、19年ぐらいになりますと、ほとんど減少ということは見られない。それと、気になるのは、事業系の持ち込みの量がふえているということなんですが、実際町がごみ処理する上で、平成19年度の各ごみの種類別の処理費、あるいはその処理方法についてちょっとお答えください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 申しわけございません、処理費につきましては、今、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた調べさせていただきましてご報告させていただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、ペットボトルとかという部分については、以前はたしか容器リサイクル法でということで聞いたと思うんですが、今もそういうような形でされてますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ペットボトルにつきましては、業界の方に渡しまして処理をしていただいております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 実際に、今、ペットボトルというのは相当高値で取り引きが出来るというようなことを、私の調査の中では、調べの中では聞いてまして、例えば1キロ当たり中国企業が買う場合には48円で買う、あるいは国内業者であっても42円ぐらいでリサイクルをやっている業者がペットボトルを買うという状況で、実際には全国の自治体の半分以上が、ペットボトルを容器リサイクル法による処分じゃのうて、ちゃんとやっぱり売れるものは売って自分とこの財源にしてるところがふえてきてると思うんですが、私はこういう数字を見てると、町はやっぱりそういうことをせなあかんの違うかなと思うんですが、このペットボトルについてはどうですか。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） これは、以前からも質問がございまして、ペットボトルが、今、中国では高く売れるから中国へ持っていったらどうか、あるいは業者に任したらどうかという議論もありました。しかし、斑鳩町としては、容器リサイクル法の手続をとりながら、容器リサイクル法をずっとやらしていただくということを答弁してまいったわけでございます。

これは、問題は、今は値が上がってます。しかし、またこれが値が下がってき、あるいはまた取らなかった場合は、これまた結局どこかへ処理をしなきゃいけない、そういう問題が発生してまいります。

以前にもよく言われたように、古紙とかそういう回収等についても、以前は逆有償でまだ町が負担をせないかんというところまで来たんです。しかし、また逆に今また高くなってきた。そういう点もございまして、色んなことが起こってこようと思います。しかし、我々としては、このペットボトルについては、容器リサイクル法にお願いをしているということでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 実際に容器リサイクル法で、それがあっても全国の自治体の中で半分以上がそういう形で売られている。その中では、私はやっぱり売れるものは売ってちゃんとごみ処理費に充てる、あるいはそういう余った金はほかへ使うべきだと思うんですが、斑鳩町の分別ごみの処理費を私は大幅に削減するには、資源として売れるものは徹底して売るといふ、こういう姿勢が大事じゃないかなと思うんです。

今、町長が言われているように、古紙や段ボール、アルミ缶、ペットボトルというのは、相当高く売れる状況にあります。徹底した分別にこそごみをお金にかえることが出来るというふうに思うんですが、やっぱり資源ごみ回収を町で行って利益を得るような方法に私はこの際やっぱり改善すべきだと思うんですが、町の考え方をちょっと問うておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 以前からも西谷議員からそういう質問を受けております。私は、子ども会なり、あるいはまた婦人会とか、そういうところで以前からやらしていただいておりますし、また子どもさんの関係等については、こういう古紙等については集めていって、そしてまた子ども会等の関係に還元されると。あるいはまた自治会でも、そういう

点については子どもに対する支援も軽く済むだろうし、そういうことでございますし、我々としてはこういう関係等について、ただそういうことをやっておらないところについては、町はやっぱり集めさせていただいて、そういう古紙とか、あるいはそういうものは、段ボールとかは売らさせていただいて、幾らかのお金は町の方に入っておるといふ現状もございます。

ただ、そういうことを最初からやらさせていただいた以上は、やっぱりそういうものに、子どもさん、あるいはまた婦人会等色々と協力体制というのは、非常に大事ではないかな、今後ともそういうことで進めていきたい。

それとあわせて、すべて回収していくということになりますと、非常にやっぱり労力がかかってまいります。ごみの収集、あるいはそういう関係等について、また廃品回収、古紙とか、あるいはそういうものについて集めるとなったら、また人員体制等どうするのか、あるいはコース的にどういくのかという問題もございます。

そういうことも踏まえる中で、当初からやっておりますように、子ども会とか、あるいはそういうことについて、これからも進めてまいりたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） それでは、町の方で、町長は今の集団回収の形を変えるつもりはないということで答弁されたんですが、実際にそしたら、今、集団回収で、どれぐらいで業者に売られているのか、その辺の現状について、担当課把握されておりますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 集団回収の業者の引き取り価格の関係の質問だと思います。また、集団回収の量の推移もあわせて答弁させていただきたいと思います。

地域の子ども会や自治会などで実施している新聞、雑誌、段ボールなどの資源物集団回収の業者の引き取り価格につきましては、平成19年度でございますけども、これは雑誌類は、自治会等によって違いますが、0円から5円、新聞紙は1円から6円、段ボールは0.5円から6円、紙パックは0円から10円、繊維類は1円、アルミ缶は30円から140円。平成18年度では、この価格につきましてまた若干違いまして、雑誌類では0円から1.5円、新聞紙では0円から5円、段ボールは0円から2.5円、紙パックは0円から7円、繊維類は0円から1円、アルミ缶は30円から140円の間。平成17年度につきましては、雑誌類は、これはマイナス3円50銭からプラス2円、新聞紙は0円から2円、段ボールは0円から2円、紙パックは0円から7円、繊維類は、

これもマイナス2円から1円、アルミ缶は20円から110円。平成16年度では、雑誌類はマイナス3円50銭から2円、新聞類はマイナス2円から2円、段ボールはマイナス2円から1円、紙パックはマイナス2円から7円、繊維類はマイナス2円から1円、アルミ缶は20円から95円。平成15年度では、雑誌類はマイナス5円から2円、新聞類はマイナス2円からプラス2円、段ボールはマイナス2円から1円、紙パックはマイナス2円からプラス7円、繊維類はマイナス3円からプラス2円、アルミ缶は20円から90円でそれぞれ売却をされてきております。

それから、量の方でございますけども、これも過去5年間申し上げたいと思います。資源物集団回収の総回収量と、登録団体数も申し上げさせていただきたいと思います。平成19年度は、88団体で181万5,601キログラムです。18年度は87団体で190万6,019キログラム、17年度は87団体で192万5,975キログラム、平成16年度は90団体で193万3,548キログラム、平成15年度は86団体で188万9,855キログラムとなっております。

総回収量は、以上でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、部長が言われた実態の取り引きの価格というのは、ちょっと低過ぎて驚いたんですが、私が調べた中では、古紙のキロ当たり、コピー用紙が18円、新聞が14円、段ボール13円、雑誌11円というような形で出てたんで、実際これはひょっとしたら、これぐらい低いというのは、業者が集める手間とかそういう部分が入っているのかもわかりませんが、ちょっと数字が違い過ぎるなという感じがいたしました。

実際には、この中で資源ごみとして2,000トンぐらいのものがコンスタントに大体集団回収されていると思うんですが、実際に斑鳩町の中で、私が見ている中では、相当可燃ごみの中にもそういう新聞とかというのが入っていると思うんですが、実際に今の収集されている可燃ごみの中で、古紙の混入の割合というのはどの程度あるんですか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 可燃ごみの中でのこういった新聞とかの量というのは、わかりません。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 定期的に、そういう出てくるごみの中、例えば可燃ごみで大体生

ごみがどれぐらい、あるいはビニールごみとか、そういう部分というのは、私が勤めていた時には、そういう数字というのは、ごみの中でのそういう部分を定期的に、割合をちゃんと調査してた記憶があるんですが、今は全くそういうことはされてないということですか。ということは、結局ごみの出てくる内容とか実情が全くわからへんということになるん違うかなと思うんですが、その点どうですか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 細かいその新聞紙とかそういう段ボールとかそういったものについてはわからないですけども、今も調査はしております。紙全体の量であればわかるということでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 紙全体というのは、可燃物の中でどの程度入っているんですか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今、ちょっと数値持ち合わせておりませんので、また後ほど報告させていただきます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） そしたらまた、決算委員会の時でも結構ですんでお願いしたいんですが、出来たらその時に生ごみの量も含めてお願いします。

というのは、実際にごみ処理をする中では、生ごみが多いほど結局燃えにくいですから、油がようけ要ると。中では、出来るだけ生ごみの量を減らす工夫とか、それはある意味は堆肥にするためのそういう片方では装置やろうし、あるいは今は電気の生ごみ処理機みたいなものがあるやろうしということの中では、今、現状出ているごみの実態を知って、その中でごみを減量をさす、あるいはごみの処理費用を減らすにはどうしたらええかということで私は考えていかなあかんの違うかなというふうに思いますんで、ぜひその辺のところは、分析した部分について出していただきたいと思います。

次に、実際に、今、斑鳩町ではごみステーションを設置されているんですが、そのごみステーションの中で、設置と使用方法についてちょっとお尋ねしたいんですが、自治会でごみステーションとか清掃をされていると思うんですが、そういう実態があるために、自治会に入っていない町民の方は、ごみステーションを利用でけへんというようなそういう状況を聞くんですが、このことについて町はどのように考えておられるのかということと、それと対処についてお伺いしたいと思うんです。

実際、私も町内を歩く中では、自治会に入る、あるいはお年寄りでお夫婦で、ご主人の面倒を奥さんが見てはるというような中で、自治会にいてたらいずれ当番で自治会長回ってくるから、実際そんなことでけへんねけど、自治会をやめんと実際の役員が回ってきたらとてもやないけどお手上げでけへんというような状況もあるやろうし、自治会そのものに入りたくても入れない人、あるいは実際にそういうことはけへん人ということの中では、自治会に関係なく町民の方々がやっぱりごみステーションを利用できるようなそういう状況を私はつくらなあかんの違うかなと思うんですが、その辺の考え方についてちょっとお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ごみステーションにつきましては、従来より場所の選定や設置後の管理等につきまして、各自治会の方をお願いをしてくれているところでございます。自治会によりましては、大変ごみステーションの設置についてご苦労をおかけした自治会もございます。

そのような中で、自治会未加入者の方につきましては、付近のごみステーションを利用出来るようにということで、町としましても自治会をお願いに行っております。また、自治会未加入者に対しまして、ごみステーションをご利用いただく上では、例えば清掃当番とかがございましたら、自治会の決め事に従っていただくようにも、町と一緒にお願いに行っているところでございます。

また、今後、ごみステーションにつきましては、やはり道路事情とかその他地域の事情というものもございます。また、設置後の管理の問題もございますので、今後ごみステーションを町が管理するというより、ごみを排出されます住民の方々の総意のもとで、自治会の方でごみステーションの管理をしていただいた方がいいのかなど、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） ごみステーションについて、町としては使ってもらってもいいということなんですが、実際にその辺のところ、広報とかでもう少しやっぱりPRしてもらって、実際に、今、確かに自治会離れが出来て、やっぱり2割ぐらい入っておられないかな、全体の中で、という中では、今まで自治会単位で行政を行ってきた部分をやっぱり見直さんなん、あるいは現状と合わないような状況の中では、私はいたし方ないかなというふうに思いますんで、ぜひとも、自治会に入っておられない方についても最

寄りのごみステーションを使っただけ。ただし、ちゃんとマナーを守って、掃除当番とかそういうものについても、自治会と話し合いながら出来たらしていただけるようなことが出来たらええかなというふうに思います。

そこで、ごみステーション実際に斑鳩町も相当ふえて、そこで回収される分にはいいんですが、実際に今の町内のごみステーションの中では、ほとんどのごみ、可燃、不燃、あるいはプラスチックとか、缶、瓶、資源ごみとか、そのようなものをごみステーションで大体皆処理されているんですか。それとも、可燃だけはごみステーションやけどほかは違うんだとか、何かそういう使い方、ごみステーションの使い方について、ちょっと実情を教えてください。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） そのほかのごみにつきましても、ごみステーションのところに出していただくと、このようにしております。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） わかりました。それでは、私は、ごみステーションをつくった以上は、ごみステーションを中心に出来るだけすべてのごみをそこで収集していただくようにすれば、お年寄りとかの人が最寄りのごみステーションへ持って行って、出来るだけ負担かからんような形でごみが出せるのではないかなというふうに思いますんで、ぜひその方をお願いしたいと思うんです。

そこで、次に、町指定ごみ袋についてお尋ねしたいんですが、私は常々町の指定袋というのはもう要らへんの違うかなと思うんですが、平成19年度の可燃、不燃、ペットボトル、缶、瓶、プラスチックの町の指定ごみ袋の作製費と使用枚数についてお尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 町のごみ袋の平成19年度におけます作製費は、2,134万215円であります。枚数につきましては、すみません、後ほど報告させていただきます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、いわゆるごみ袋作製費、2,100ですね、1,000ちゃいますね、2,134万でいいんですかね。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

- 住民生活部長（西本喜一君） 2, 134万215円です。
- 議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。
- 住民生活部長（西本喜一君） 2, 100万ごみ袋の作製費にかかる。そしたら、町指定ごみ袋の年間の売り上げというのは、幾らなんですか。
- 議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。
- 住民生活部長（西本喜一君） 19年度におきます、ごみ処理手数料としまして指定ごみ袋の販売をしておりますけれども、その金額は3, 490万6, 900円でございます。
- 議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） それでは、集団回収の助成金で出されている金額というは、幾らなんですか。
- 議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。
- 住民生活部長（西本喜一君） 平成19年度で907万8, 005円でございます。
- 議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。
- 8番（西谷剛周君） 今、907万とおっしゃいましたね。そしたら、結局、収入が3, 490万ありまして、実際にごみ有料化によってこれは何に使うねやいうたら、ごみ処理をするための一部に負担してもらって、それが3, 490万ですよ。そこから、その有料のごみ袋をつくるのに2, 134万使って、資源ごみを集団回収されたんでそこから907万を引きました。ということは、449万円が実質的にごみを有料化して実際にごみ処理費に回ったお金ということになりますね。

それで、こんなことをして、実際に2, 100万もかけてですよ、ほんとに素朴に思うんやけど、することがまだ必要なかな。もうほとんど僕は、町内の方で主婦の方、分別されたら、別に可燃物ごみやからいうて可燃物を入れる、不燃物やから不燃物を入れるんやのうて、その袋やのうて、ちゃんとそういうのは私は分別して入れられると思うんです。別に町の指定ごみ袋やなくても、透明の袋でちゃんと私は入れられると思うんです。それにわざわざ、結局は町の指定ごみ袋というても、しょせんは後ごみになるごみですからね。それをそんなに、2, 100万もかけてする必要があるのかな。あるいは、それやったら、透明の普通の市販の袋でええん違うかな。これは、主婦の方ほとんどの方が同じような意見です。

それで、現に隣の三郷町は透明の袋でちゃんとごみ分別されてますやん。要は、袋を

つくってごみ分別するんやのうて、個人個人の町民の、住民の、その分別しようという意識がごみを減らす、あるいは分別するんやなということを考えたら、今のこの数字見たら、とてもやないけど町が町の指定ごみ袋をつくって、そしてつくったおかげでごみの量が減りました、あるいは住民の方々の分でごみ処理費に相当額そういうのを貢献されましたという町の当初の説明とはほど遠いような気がするんですが、その点について再度お尋ねしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、西谷議員さんも、このごみ袋を指定をしていくというのは、やっぱりごみの量に対する料金はなかなか取れないけれども、ごみを減らしていくんだという一つの姿勢から私は始まったと思うんです。今、全国的な流れでも、やっぱりごみ袋の指定袋を有料化していこうということが、奈良県下でもかなりふえてまいりました。

私は、やっぱり出来るだけごみは減らしていくという方針で、西谷議員さんは、当初はごみ袋は黒でも何でもええねやということでおっしゃってたけど、今は三郷町へ行ったら白のそういう袋を守っておられるとおっしゃるように、やっぱりそういうことが、やっぱり皆さん方がそういうことを守っていかなかったら、私は一番問題は、幸前、高安西、睦のその焼却場が、いつまでももちませんよ。そのことの心配をしながら、私はあえて言うてるわけです。もう20何年になってるんですよ。その時には、議会と、あるいは町との覚書で、10年撤去を含んで再交渉ですよ。私、2回交渉に行っているんですよ。必ずその地域の方々は、町長さん、もう明日から役場の横へ持って行ってくださいと、必ずそれから始まるんです。私はやっぱりそういう方々に対しても、出来るだけ町としては、こういう努力をしますよということを基本的に申し上げて、皆さん方と一緒にこういうものを進めていこうということでやってきたわけです。

誰しもそれは、ごみ袋の有料化というのはなかなか難しいわけですから、その中でもやっぱり出来るだけごみ袋は買わないようにしていこうという中で、出来るだけごみゼロということの基本的なものをやっぱり守っていくんだという姿勢がなかったら、なかなか簡単に、この対比で、お金でどうかという問題よりも、私はこれ以上に、やっぱりこの収集する職員の人件費が全部かかってくるんですよ。ごみ袋がどうやと、これだけで終わってしまうんじゃないです、すべて皆かかっているんですから。それ以上に、ごみ袋を指定してきたことによって、どれだけごみを皆さん方が考えていただけるかという

ことを考えていかなかったら、最初の出発点を取り間違ったら、私はやっぱり大きな間違いを起こすということで、議会の皆さん方と、これは平成5年から色々と議論してきたんですよ。

そういうことを踏まえながら、私は、殊に西谷議員さんの場合は、その都度都度変わってくると思うんですよ。ゴミ袋は無料で新聞社からもらうようなその袋でもええやないかということから始まって、今やったら三郷町へ行ったら白い袋に統一されてますやないかということになってきているわけですから、やっぱりいかに炉を傷めないようにしようということで考えておられるんですよ。

そういうことについて、私はやっぱり、ただゴミ袋が3,000何万と、これから引いて何ぼやとか、そんな議論じゃないと思うんです。やっぱり町民の方々がゴミを出来るだけ少なくして、あの焼却場を少しでも皆さん方に理解をいただいて、そうしていかなかったら、私はこの焼却場は今度建て替えるとか、あるいはどこかへ持っていくというのは、なかなか出来ませんよ、こんなん。必ず反対ですよ。

そういうことを踏まえて私は、ゴミとかし尿とか火葬場については、真剣にやっぱり地元に対応していかないかんとということで、嫌というほどこれは私は肝に銘じてやっておるんです。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） いや、今、町長、長々とおっしゃいましたけど、実際にごみ処理費の一部を負担してもらうということで始まったごみの有料化について、住民が負担している部分のほとんどごみ処理費に使われてないん違うかということをお願いしてるんです。

私は、以前黒い袋でもええ、黒い袋でもええとかそういうことやのうて、もらった袋でもええん違うかということで申しましたが、実際にはそういうことをやると、中身の見えないところでは混ざるかわからないから、三郷町のように透明にしたら中が見えて、なかなか人間というのは、そういうゴミ袋の中では分別をちゃんとするんやなということの中で言うてるわけで、ころころ別が変わったわけでも何でもありません。

だから、実際に町長が言われるように、焼却場を持つてる中では、将来なかなか、炉が傷んでいる中では、それこそ徹底してごみの全体量を減らすという努力をしていかなあかんと思いますし、そのためには、今あるごみがどんな割合で出てんのかということもやっぱりちゃんと把握して、それに対する対処が必要なんちゃうんですかね。

生ごみが多かったら油をたくさん使わないかん。そしたら、生ごみを減らすようなことをどっかで、今、コンポストみたいな形もありますけど、そういうところとか、色んなごみ全体を減らす努力というのは私は必要やと思いますし、それを私みたいに質問すると、いや、そういうし尿処理場、あるいは焼却場の対応は大変なんだということをおっしゃいます。確かに大変やというのはようわかりますし、それにこたえていかんなんと思うんですが、そのためにも私はごみ全体を、ごみとして処理せんでもええような方法を、もっとお互いが謙虚にやっぱり考えていくべきやないのかな。

一たん決まったからもうそのとおりにずっとこれからも続けるんやというそういう姿勢やのうて、やっぱりその、まあ嫌な人間が言うても、やっぱりそうやなと思うようなことがあったら、ちょっと実際に試してみる。あるいは、隣の三郷なんてすぐ行けるんですから、実際にあこのはどうやねんやろう、透明でされててとか、そういう分も含めてやっぱり聞いて、ごみの問題というのはそれは避けて通れない問題やし、必ず処理場の問題というのはついてまわるわけですから、極端に減らす、あるいは住民の方々は、分別という形である意味での受益者負担みたいなことをされてるわけですから、住民の方々が分別しやすい方法、あるいはやりやすい、余り負担をかけへんようなごみの出し方というのを、私は行政としてやっぱり検討をしていくべきではないのかなというふうに思いますし、こういうことを本当に考えていっていただきたいなということを最後に申し添えておきたいと思います。

それと、実際に通知してました事業系のごみにつきましては、私自身も色々と腑に落ちないところがあるんですが、これは、決算委員会に私は入ってますんで、この続きにつきましては決算委員会の中で、果たして今の事業系のごみのあり方というのはこんなんでええのかという部分についても、ちょっと私なりの意見を述べさせていただきたいと思いますんで、今回時間の関係でおいときます。

最後に、公共下水道の事業の工事発注について質問いたします。

平成20年度の公共下水道事業の実際の発注額と落札率というのはどの程度変化しているのか、その辺のところちょっとお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、平成20年度に発注いたしております公共下水道工事につきまして、工事番号、工事名、落札額、落札率の順にお答えさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。（「はい」と西谷議員述ぶ）

まず、工事番号公共第1号、工事名第11処理分区2工区の2工事、落札価格8,379万円、落札率93.9%。次に、公共第2号、工事名第13処理分区14工区の8工事、落札価格7,786万6,950円、落札率93.9%。次に、公共第3号、工事名第12処理分区4工区の3工事、落札価格4,567万5,000円、落札率92.9%。次に、公共第4号、工事名第12処理分区3工区の3工事、落札価格4,578万円、落札率94%。次に、公共第5号、工事名第11処理分区1工区の10工事、落札価格3,559万5,000円、落札率94.4%。

以上、平成20年度に発注いたしております公共下水道工事でございます。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） やはり、今言われた中でも、大体93から94%ということなんです。実際に朝からも同僚議員が落札率のことについて質問した時に、町として落札率が高いからいうて別にそれが悪いことではないような、私としてはニュアンスを受けたわけです。

それと、実際にその工事が、これ指名競争入札されていると思うんですが、国の方で指針というのが出たように聞くんですが、こういう公共工事の入札について、国の方からそういう指針というのは出たことがあるんですか。出たとしたら、指針の内容はどういう内容やったんですか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 国からの入札に関する指針というのは、毎年出ております。といいますのは、低入札調査もございまして。また、最近は、一時低価格になってまいりました、例えば落札率が60%を割って。そういうことについては、それについての対処方は出ております。それと、いわゆる談合防止といいますか、それについての一般競争入札の拡大についても、指針としては出ております。それについては、都度都度出ておりますので。あと、もうちょっと詳しく、いいですか。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） 今、部長言われたのは、たしか国の方としては、一般競争入札拡大ということでは、実際には、奈良県は別にいたしても、大体他府県では競争入札というのはだんだん広がってきてます。それが当然の、公共事業について競争入札をして、してもら。その中では、それは極端な話、余り低すぎて悪いの違うかというような、60%ぐらいの落札率になってくると、それは本当にどうなんかというよ

うな心配はあるでしょうけども、うちの斑鳩町の94%ぐらいやったら十分まだまだ下げる余地はあるのかなという感じが私はしますし、それと気になったのが、同僚議員の中で総務部長の話の中で、地域の業者の育成というようなこともちらっと言われましたが、私はもうそれは、30～40年前に済んだ話やないのかなと思います。今は、これぐらいやっぱり厳しくなってきたら、ちゃんと公共事業でのうても生きていけるような業者を逆に公共団体として、そういう業者が生き残れるようなそういう環境をつくることなんちゃうんかなというふうに私は思います。

それで、やっぱり不景気になって、それぞれの住民の所得が、余り将来が見えない、所得が低いということの中では、やはり皆さんから集められた税金というのは、それこそ本当に削減し、いかに無駄なく使うかというのが、町民皆さんから、今、求められていることやし、そういうことを監視していくのが、我々議員の仕事とちゃうんかなというふうに思います。

私自身は、斑鳩町まだまだこれから公共下水道については仕事を、公共事業やっていかなん中で、まだ一向にずうっと指名競争入札ということなんですけど、実際に一般競争入札、前にも聞いてなかなか納得のいただける回答は得てないんですけど、なぜ一般競争入札が斑鳩町は出来ないのか、その辺のところ再度ちょっとお尋ねしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 芳村副町長。

○副町長（芳村 是君） 指名競争入札という入札方式は、消えたんではございません。これは地方自治法に定められて出来るわけです。

先ほども西谷議員は質問されてましたように、国が示している公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律、これは適正化指針ガイドラインということなんですけど、この中においても、必ず一般競争入札にしなければならないということは書いてないわけです。あくまでも一般競争入札、指名競争入札、随意契約ということで、この中にやっぱりきちっとやんなさいというのは、入札契約制における透明性の確保、そして公正な競争の促進、そして適正な施工の確保、そして不正行為排除徹底と、これが決められておるわけですね。

我々は、今現在は、町が、2億円以下の工事についての入札については、指名競争入札をもって現在やっています。これは、朝から総務部長が申し上げましたとおり、やはり指名競争入札というのは、業者の指名によってその業者を信用した形で指名しているわ

けです。

そして、若干やはり町内業者の育成ということも考えていかなければならない。これは、先ほども、そんなもん30年前の話やと、こういうことをおっしゃってますけどね、そういうことではないわけです。やはり、信用した業者を指名して、そして適切に工事を施工するという、後の瑕疵担保についてもきちっと従ってもらうということが大切やと思います。

したがって、今は、西谷議員がおっしゃるように、確かに一般競争入札という入札方式が多くなっているわけですので、町としては当面そういう形で指名競争入札に向けての対応をしてみたいと思います。

ただ、そこで、やはり町としては、入札に関する適切な方法を講じて、そして不正のない入札を執行するということにしていきたいのと、2億円以上の工事につきましては、今考えております総合評価落札方式、これをもって品質問題を加えながら直接決定していくということをしていきたいと、このように思っておりますので、ここら十分ご理解願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 8番、西谷議員。

○8番（西谷剛周君） あのね、実際、業者を信用して指名競争入札してるんやとこう言われるんやけど、実際に斑鳩町も郵便での入札とかかれて、郵便入札しても、斑鳩町の、あるいはこの近辺の中でやったら、この数字を見てても、郵便入札でしたからいうてその成果も別に上がってないし、ただ、私自身はその透明性を確保するということでしたら、それこそ一般競争入札したらええし、その中で実際に低価格で、仮に落札率が50、60になったらそれはやっぱりおかしいということで、委員会でもう一遍審査をやって、適正かどうかというのは、大手ゼネコンの下水道工事でもやられているわけでしょう。そやのに、なぜこだわられるのかなという部分が私は不可解なんと、例えば入札についてでしたら、今回、文化財活用センターの分についても、結局入札やったら1社しか来なかったというような中で、もう一遍またやり直すみたいなことの話聞きますと、えっ、このまだまだ不景気な中で、やっても入札に参加する業者が1社しかいてないというのは、一体どこにそういう原因があんねやろ、何でこんな話になんねやろというのが、私の素朴な疑問です。その裏に何があるのかというのは、私はわかりませんが。

だから、そういうのは、私が思うわけですから、当然住民の方もそういう形で不信を持っておられるとしたら、住民の皆さんからやっぱり信頼を得るためにも、出来るだけ

私は入札についても、ぜひ検討して、住民の皆さんが、なるほど我々の税金をちゃんと町は節約して厳しい目で審査してやってるんやという、そういうことを思っていたくような、ぜひそういう方法を、手法をとっていただきたいなということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、8番、西谷議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午後3時35分 散会）